

平成15年3月4日(火曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第1回定例会

平成15年3月4日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 議第 2号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 9 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 10 議第 3号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 11 議第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 12 議第 5号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 13 議第 6号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第 7号 平成15年度寒河江市一般会計予算
- ” 15 議第 8号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 16 議第 9号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 17 議第10号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 18 議第11号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 19 議第12号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 20 議第13号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 21 議第14号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 22 議第15号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 23 議第16号 平成15年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 24 議第17号 平成15年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 25 議第18号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- ” 26 議第19号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第20号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- ” 28 議第21号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 29 議第22号 寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について
- ” 30 議第23号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- ” 31 議第24号 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について

” 32 議第25号 寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結について

日程第33 議第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

” 34 請願第1号 少人数学級を国の責任で制度化し、一県一国立大学1教育学部の原則を維持するための意見書提出について

” 35 施政方針説明

” 36 議案説明

” 37 質疑

” 38 予算特別委員会設置

” 39 委員会付託

散 会

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

日程の追加

議会案第1号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について

第1回定例会日程

平成15年3月4日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	予算特別委員会
3月 5日(水)	休 会			
3月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(土)	休 会			
3月 9日(日)	休 会			
3月10日(月)	休 会			
3月11日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月12日(水)	午前9時30分	厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月13日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月14日(金)	午前9時30分	厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月15日(土)	休 会			
3月16日(日)	休 会			
3月17日(月)	休 会			
3月18日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月19日(水)	休 会			
3月20日(木)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから平成 15 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2 月 27 日及び 3 月 3 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、市の広報公聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 4 番石川忠義議員、23 番伊藤昭二郎議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月 20 日までの 17 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 17 日間と決定いたしました。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 4、議第 2 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、森谷富芳委員が平成 15 年 3 月 27 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 8、報告第 1 号から日程第 34、請願第 1 号までの 27 案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐藤 清議長 日程第 35、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 15 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 15 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

私はこれまで、第 4 次寒河江市振興計画の目標とする将来都市像、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」の実現を目指し、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民とともに美しいまちづくりに努めてまいりました。

昨年はその集大成とも言うべき第 19 回全国都市緑化やまがたフェアに全力を傾けました。市内のあらゆる層の皆様から御協力をいただき、まさに市民総参加の取り組みで目標をはるかに超える 76 万人もの方々に、花と緑に囲まれた暮らしのすばらしさと多くの感動を与え、大成功をおさめることができました。そして、寒河江の美しい景観と市民の温かい心を全国に発信できたものと思っております。

緑化フェアの大成功は、これまで築き上げてきた花と緑・せせらぎのまちづくりがベースになったものではありませんが、それ以上にフェアを成功させようという市民の熱き思いと、恵まれた美しい景観のたまものであり、市民の大きな自信と誇りとなりました。

私は、緑化フェアを一過性のものとせず、緑化フェアで得たすばらしい感動と市民の熱意を、いかにこれからのまちづくりに生かしていくかが重要であると考えております。そのため、緑化フェアの終了後、新たに花・緑・せせらぎ推進課を設けたところであり、引き続き花と緑・せせらぎによる美しく活力あるまちづくりに取り組み、市民との協働により広域観光の振興、産業の発展に生かし、交流から定住のまちへとつなげてまいりたいと考えております。

また、昨年は本県の農業にとって青天のへきれきとも言うべき無登録農薬使用問題が発生し、改めて食についての安全の大切さを痛感しました。本市におきましては、無登録農薬を購入した人や使用した人がなく、本市農業者の安全で良品質な農産物の生産に対する意識の高さのあらわれであると思っております。

農業を取り巻く情勢は新たな自由化の波や米政策の改革など、大きな転換期を迎えております。そこで、「寒河江市生産調整に関する研究会」を設置し、今後の水田農業のあり方と新たな生産調整を踏まえた農業振興策について、関係機関、農業者とともに調査研究を進めてまいります。

本市の農業は、これまでも厳しい情勢を切り抜け発展してきておりますので、寒河江の農業に自信と誇りを持ち、安全・安心をキーワードに今後の農業の振興を考えてまいります。

市町村合併につきましては、合併特例法の適用期限まで残り約 2 年となり、県内でも法定合併協議会が設置されるなど、合併を目指した動きが活発化しております。

西村山地方におきましても、昨年西村山広域行政圏合併調査研究報告書がまとまり、合併について首長間でも論議を行っております。私はこれからは広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があると思っており、これからも充実した行政サービスを提供するためには、市町村合併は避けて通れない問題であるにとらえております。そして、住民の日常生活圏や歴史的、地勢的つながりを考慮したとき、西村山 1 市 4 町が合併し、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成することが望ましいと考えております。

2 月 28 日に開催された西村山広域行政事務組合理事会において、合併問題が協議され、西川町長と朝日町

長から、平成 17 年 3 月を目標に合併を目指す考えが述べられました。私としても合併に前向きな町と合併を進めたいと思っておりましたので、寒河江市、西川町、朝日町の 1 市 2 町による任意合併協議会設立に向けた準備会を設置することについて、1 市 4 町において確認されたところであります。残る両町についても門戸を開いておくことといたしました。

今後、1 市 2 町で任意合併協議会設立に向けて準備会を組織し、その事務局に各市町とも職員を派遣することといたしました。合併特例法のさまざまな支援措置を受け、21 世紀の夢のあるまちづくりに大いに生かしてまいります。本年度の早い時期に任意合併協議会、さらに法定合併協議会を設置し、合併特例法の期限内の合併を目指して精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、平成 15 年度は転換の中で将来の展望を開いていく年であると考えております。

現在、国におきましては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討しており、今後、特に地方交付税の大幅な見直しが予想されます。そのため、これまでのように地方交付税に依存することは難しくなり、地方分権がより進展する中、個性ある地域づくりに向け、ますます市町村の力量が問われる時代になってくるものと思っております。

一方、長引く不況の影響などにより、自主財源である税収の伸びは期待できず、財政事情は非常に厳しい状況となっております。地方自治体は地方交付税による財源保障の依存体質からの脱却が求められ、さらに地方行政体制のあり方そのものが見詰め直されるなど、大きな変革の時期を迎えております。

加えて、現下の厳しい財政状況の中、今後は事務事業の見直しを図り、選択に選択を重ね、財政支出について意識の転換を行う中で、市民の要望にこたえていかなければなりません。

このような大きな変革の時期にあって、本市の将来の発展方向をしっかりと見据えて、力を注ぐべきところは着実に対応し、市勢の発展と個性あるまちづくりに全力で取り組む決意であります。

私には市勢の発展と総合的な行政サービスの提供の責務を担う使命があり、より一層の行財政改革を推進し、むだを省き、効率的な行財政運営に努めてまいります。

21 世紀の寒河江市の発展の象徴とも言うべき駅前中心市街地は着実に整備が進み、駅周辺に新しい店舗が次々と建築されております。そして町並みが整然と、しかも美観を保ちながら大きく変わってきており、新たな人と車の流れが誕生しております。本年度も後世に誇れる寒河江市の新しい顔となるよう、平成 16 年度の完成に向け整備を進めてまいります。

今秋に予定している土地開発公社の横道住宅団地の分譲は、今後の市街地拡大の指標となる事業であることとらえており、都市計画道路古河江横道線の整備を進め、団地へのアクセスを容易にし、利便性の高い低廉で優良な宅地を提供してまいります。

市民のまちづくりへの思いが結集されるグラウンドワークは本市が日本の先進地であり、全国に誇れる住民参加のまちづくりであります。本年度は、新たに昭和堰頭首工のせせらぎ親水公園や最上川ふるさと総合公園整備をグラウンドワークの手法で取り組むことが計画れさており、職員体制をさらに充実し、美しい花と緑・せせらぎ空間を市民と一緒にあってつくり上げていきたいと考えております。

長引く不況の中、本市におきましても雇用対策が大きな課題となっております。本年度は、新たに高校生を対象にインターンシップ事業に取り組むほか、緊急地域雇用創出特別基金事業の活用など雇用対策本部を継続しながら、雇用の維持確保に向けた対応をしてまいります。さらに、緑化フェアの成功による交流人口の増大を本市の活性化に結びつけるため、商工観光事業に、より積極的に取り組む必要があり、職員体制を充実して振興を図りたいと考えております。

21 世紀の地方自治体にとって少子高齢化への対応が大きな行政課題であり、市民一人一人が生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の構築が求められております。本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に一貫した保健、福祉、医療のサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムにより、高福祉社

会の形成、ハートフルなまちづくりを推進しているところであり、引き続ききめ細かな福祉サービス、保健サービスの提供基盤の充実を図り、健康長寿社会を創造していきます。

また、雇用環境が一段と深刻化する社会環境を踏まえ、子育てと仕事の両立支援を一層推進するために保育サービスの強化、保育児童受け入れの弾力化など、少子化対策の充実を図ってまいります。

次に、諸般の事業を具現化するための平成 15 年度予算について申しあげます。

現在、日本経済は景気の長期低迷と金融システムの不安等から、戦後経験したことのないようなデフレ不況に直面し、今後の展望に明るさを見出せない状況が続いております。

こうした経済状況の中、国の予算編成におきましても、税収の伸びが期待できず、歳出全体にわたる徹底した見直しが行われおります。地方財政計画においても、税収や地方交付税が前年より大幅に減となっているほか、歳出面においても投資的事業が大きく削減されております。

本市におきましても、地方交付税が対前年比 8.0%の大幅な減となる見込みであることに加えて、固定資産税の評価がえによる減収や市民税の大幅な減少が見込まれます。その一方で、福祉関連経費や公債費など経常経費が増大し、財政状況は非常に厳しいものがあります。

現在、平成 13 年度に策定した行政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しと経常経費の削減に努めているところでありますが、人件費につきましては、時間外手当を縮減するとともに、緑化フェアなどの新たな事業について、全体の職員数をふやさずに対応してまいりました。さらに昨年は行政職の退職者を補充せず、経費の削減に努めております。本年度におきましても、行政職の退職者を補充しない中で、職員体制の充実を図るべきところは充実し、減員すべきところは減員してサービスの向上に努めるとともに、厳しい財政状況を踏まえ、特別職の給料や管理職手当を削減してまいります。

予算の編成に当たっては、このような人件費の削減に加え、補助金、負担金の削減を進めるなど、徹底した事務事業の見直しと経常経費の削減に努めるとともに、投資的事業につきましても継続事業も含め徹底した見直しを行い、真に緊急度の高いものを選択いたしました。現下の厳しい財政状況を乗り切り、未来への展望を見出していくことが本年度の課題であり、将来の飛躍のため緊縮予算としたところであります。

その結果、平成 15 年度の当初予算は、一般会計において 139 億 1,000 万円で、対前年比 5.6 %の減となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 326 億 1,516 万 2,000 円で対前年比 1.6%の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第 4 次振興計画の施策の大綱ごとに申しあげます。

最初に、多種多様な交流拠点づくりについて申しあげます。

昨年 11 月に東北横断自動車道酒田線の笹谷トンネルが 4 車線供用され、交通の流れの円滑化が図られております。また、昨年 9 月に東北中央自動車道の山形上山インターチェンジから東根インターチェンジ間が供用され、本市の産業の振興、経済、文化の交流拡大にさまざまな恩恵をもたらすものと期待しているところであります。

この高速道路の恩恵を最大限活用し、活力ある交流拠点づくりを進めるためには、高速道路に接続する幹線道路網のネットワーク形成が不可欠なものであります。

主要幹線道としての国道、県道の整備につきましては、国道 112 号寒河江バイパス長崎大橋から主要地方道寒河江村山線までの全線 4 車線化が図られるよう努力するとともに、国道 458 号最上橋かけかえの完成に向け、事業促進を図ってまいります。

また、都市計画道路柴橋日田線の J R 跨線橋工事などの早期完成に向け、事業促進を図るとともに、同路線の本町・六供町地内につきましても用地買収など事業の推進に取り組んでまいります。さらに元町地内の寒河江西川線と元町高屋線との交差点改良や、三泉地内の寒河江村山線改良事業、田代地内の田代白岩線未改良区間の整備などについて早期着手が図られるよう努めてまいります。

市道の整備につきましては、市街地間をアクセスする都市計画道路山西鶴田線や市街地周辺の交通緩和を図る浦小路高屋線の整備を継続するとともに、三泉堤防線、中町バイパス線、最上橋明神山線などにつきましても整備を進めてまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、緊急度などを勘案しながら整備してまいります。

駅前中心市街地整備事業につきましては、これまで駅前広場や南口交通広場、駐輪場が完成し、利便性の向上が図られ、西村山地域の公共交通の結節点として大きな役割を果たしております。

本年度は、駅前の南北幹線道路である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線や区画道路の築造舗装工事、美しい町並みを形成するための電線類地中化工事、沼川にかかる新橋のかけかえ工事、駅前交流センターとみこし公園の整備工事などを進めるとともに、店舗等建物移転の完了を目指してまいります。また、地区計画やまちづくりガイドラインに基づき、町並み景観に配慮した魅力ある新たな店舗の建築を誘導するとともに、テナントなどの誘致にも商店街協同組合等と一体となって取り組み、にぎわいが連続する中心市街地の形成を進めてまいります。

良質な居住空間の供給を目指す木の下土地区画整理事業につきましては、昨年、組合設立に向けた準備会を発足し、施行区域 16.7 ヘクタールとする事業計画を策定しているところであり、本年度は、地権者の本同意の取りまとめから組合の設立に向けて進むよう努力してまいります。

街なみ環境整備事業につきましては、これまで南町地内の十日市場通りの歩行者通路、ポケットパークの整備が完了しておりますが、本町地内の旅館街、映画館通りの石畳工事についても順調に進捗しており、湯煙がたなびく落ちついた風情を醸し出しております。本年度は、沼川沿いの遊歩道の整備について用地の確保に取り組むなど事業促進に努めてまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備についてであります。緑化フェアの成功を一過性のものとせず、今後の本市の活性化に生かすため、引き続きフラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業など、花と緑・せせらぎのまちづくりに積極的に取り組み、美しい潤いのあるまちづくりに努めてまいります。

さらに、緑化フェアの熱き感動を継続し、緑化意識のさらなる高揚と定着を図るため、花咲かフェアINさがえを開催し、関連産業と連携した広がりを進めながら、本市の魅力を県内外に発信してまいります。

また、やすらぎの川整備事業による寒河江川橋周辺の親水空間の完成や二ノ堰第二地区地域用水環境整備事業による張出歩道などの整備、ふるさとの川整備事業による沼川の整備を促進してまいります。

最上川寒河江緑地につきましては、皿沼地内の最上川河川敷を利用し、水辺と人との触れ合いの場となる憩いの空間、人と水辺の生き物と触れ合える場、地域スポーツレクリエーション活動の場、彩り豊かな人に優しい河川空間づくりをコンセプトとし、全体面積約 22 ヘクタールに多目的水面広場、グラウンド、芝生広場など多くの市民が多目的に集える緑地の整備を計画しております。

昨年は事業認可を得て、測量設計を行うとともに多目的水面広場の掘削に着手しておりますが、本年度はさらに多目的水面広場の掘削工事を進めるとともに、吐き出し口などの工事に着手してまいります。

第 2 に、情報に強い魅力ある産業の創造について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

大詰めを迎えた WTO、世界貿易機関農業交渉において関税の引き下げ方法など、保護削減の大枠が 3 月末までに決定される予定であり、輸入農産物の増大によって我が国農業が大きな打撃を受けることが懸念されております。また、デフレ不況の中、農産物価格の下落傾向や段階的な米の生産調整制度の見直しなど、農業を取り巻く情勢はますます厳しいものになっております。

このような情勢の中において、農業を維持発展させていくには、本市が目標とする施設栽培と観光農業を組

み合わせた寒河江型農業をより推進するため、農業産出額の7割を占める果樹、野菜、花卉などの園芸作物について、より施設化を進め、農業経営の基盤強化を図っていく必要があります。園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等を活用し、積極的に施設整備を推進してきたところでありますが、本年度も園芸農業拡大推進事業や果樹園芸作物生産振興事業に取り組み、施設化の推進と果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。

BSE問題や食品の偽装表示事件に続いて、昨年発生した無登録農薬問題は消費者の農産物の安全に対する不信と不安を招くこととなり、安全、安心な農産物を求める声は日々高まってきております。本市におきましても、1月に本市と西村山4町、県、JAで組織するさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議を設置したところであり、今後、安全防除指導の徹底、安全確認の徹底、広報宣伝活動等に取り組んでまいります。

国におきましては、減反配分による生産調整を中心とした米政策から脱却し、生産者の自主的な需給調整により作付を行い、消費者重視、市場重視の政策へと転換を図るといふ、米政策改革大綱を打ち出してきたところであり、平成20年度には農業者が主体となった生産調整に変わることになっております。本年度の生産調整の推進に当たりましては、生産者みずからの取り組みとして円滑かつ確実に実施されるよう、これまで同様、地域とも補償事業を支援し、需要に応じた米の計画的な生産と水田における大豆等の土地利用型作物の本格的生産に努めてまいります。

また、地域農業を維持し、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、地域の合意形成を図りながら、認定農業者を中心とした担い手に対する農地の利用集積を一層推進していかねばならないと思っております。

環境保全は農業においても重要な課題となっております。本年度も農業用使用済みプラスチックリサイクル推進事業を継続し、リサイクルの推進と環境保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、家畜排せつ物の処理につきましては、多くの畜産農家が法律で野積みや素掘りが禁止され、来年11月から管理施設による処理が義務づけられます。そのため、施設整備に対する支援策として家畜排泄物適正処理施設整備緊急対策事業を創設し、環境保全と畜産経営の維持に努めてまいります。

土地基盤整備事業につきましては、寒河江川下流地区国営灌がい排水事業により昭和堰頭首工の周辺整備と高松堰頭首工の整備を進めるほか、寒河江中央地区農農農道整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業などを積極的に推進してまいります。

農業生産の条件が不利な中山間地域の農業につきましては、引き続き中山間地域等直接支払交付金交付事業を活用し、集落での協議を深め農道舗装や用水路整備を図りながら、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

近年、間伐等の森林施業が十分に行われない人工林が発生しており、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されております。そのため、適切な森林整備を推進するため森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援してまいります。また、林業振興を図るため、林道平野山線や林道岩木田代線の整備を継続してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業振興を図るには、金融面での対策が重要な課題の一つであると考えております。本年度は市中小企業振興資金融資制度による融資に加え、緊急対策として新たに市中小企業振興資金貸付金利子補給制度を創設し、これまでの制度資金に対する保証料補給の継続とあわせて企業の経営安定化と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、経営研修や経営診断事業、設立10周年を迎える技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに取り組んでまいります。

商業の振興について申し上げます。

中心市街地活性化の拠点施設フローラ・SAGAEが多方面にわたる活用により、市民から親しみのある施設として愛されにぎわいを見せております。昨年、中心市街地の一層のにぎわいと活性化を促進するため中心市街地活性化センター委員会を設置したところであります。

本年度も中心商店街連合会、地元商店街、JRなどと連携し、地域に根差したイベントや祭りなどを積極的に開催するとともに、来訪者などの受け入れ体制の充実を図るなど、フローラ・SAGAEの効果をより一層商店街の活性化に波及させていきたいと考えております。

さらに現在、フローラ・SAGAEと一体となっている本町駐車場の出入り口整備を進めており、駐車場の利用が容易になることでにぎわいが増加し、商店街もますます活性化するものと思われま

す。そのほか、リーダー等育成事業、後継者育成事業など、商業団体や商店街組織の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、これまで中央工業団地の整備や積極的な企業誘致活動の展開、地場産業の振興により、本市の工業出荷額は順調に増加してきましたが、ここ数年の景気の低迷により、出荷額はやや下降傾向にあります。工業振興は地域経済の活性化、若者の定住を図るための重要な政策課題でありますので、引き続き積極的な企業誘致と地場産業育成、販路拡大事業などに取り組んでまいります。

観光物産の振興につきましては、緑化フェアでの経験を生かしながら、さくらんぼのまち寒河江、花と緑のまち寒河江を県内外に大いにアピールし、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業などへの誘客を進めてまいります。

また、近隣市町と連携を図りながら、広域観光のルート化に努め周遊性を高めるとともに、本市の立地条件を生かし広域観光拠点としての位置づけを図りながら誘客を進めてまいります。

さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雛のみち」や寒河江駅を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、整備の進む二ノ堰沿いの散策路の活用などを通して市街地観光への積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

大きなイベントは多くの人が集まり、協力の心や盛り上げようとする気持ちも高まり、市民意識の高揚や連帯感の醸成のほか、町の活性化にも大きな役割を果たすものであります。さらに観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効でありますので、熱い盛り上がりでますます期待の高まる神輿の祭典や最上川に親しむ最上川フェスタ'03など、地域特性に根差した特色ある多様な祭りやイベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、県、道路公団、民間が一体となって本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであります。長引く景気低迷のもとでの金融機関の引き締めや所得の伸び悩みによる余暇利用の変化など、大変厳しい環境にありますが、昨年、民活エリアにおいて待望でありました温泉宿泊施設第1号が営業を開始いたしました。本年度も民活エリアにおける新たな営業開始に向け、積極的に事業者の誘致等を推進してまいります。

第3に、やさしさあふれる高福祉社会の形成について申し上げます。

長寿社会の今日において、市民一人一人が健康的な生活習慣をみずから確立し、ふだんから健康増進に努める1次予防への取り組みが大変重要であります。このため、昨年策定した健康日本21の寒河江市計画に基づき市民の健康づくりに対する意識の一層の高揚と健康的な生活習慣を定着させるため、健康教室の充実や実践指導者による健康運動指導の充実など、市民の健康づくりに対する支援を強化し、健康長寿のまちづくりを推進してまいります。

高齢化の進行とともに、がん、脳血管疾患、心臓病などのいわゆる生活習慣病が増加しており、寝たきりや死亡の大きな原因となっております。本市では、これまで1日人間ドックを初めとした健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、検査結果に基づいた適切な保健指導等を行いながら、健康に関する

正しい知識の普及や予防意識の高揚、生活習慣改善の支援に努めてまいりました。特に昨年からC型肝炎検査を導入するなど、年々検査内容の充実に向けており、本年度も生活習慣病の予防対策に引き続き取り組んでまいります。

また、乳幼児期の健康な歯づくりへの継続支援や乳幼児健診の充実、麻疹予防接種の保護者負担金の無料化などの子育ての支援、高齢者インフルエンザ予防の接種人員増など、乳幼児から高齢者までの健康づくりと疾病予防の一貫した取り組みを実施してまいります。

市立病院は、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の充実が求められ、これまでも診療に当たる医師の増員を初め、最新の医療機器の導入など機能充実に努めてまいりました。本年度も医療機器の更新を行い、診療水準の向上を図るとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室の開催などにより、地域に根差した病院づくりを進めてまいります。

豊かで活力ある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険がスタートしてことしで4年目を迎えます。昨年は計画的な介護サービスの提供基盤の整備と介護保険の円滑な運営を図るために今後5カ年の計画として第2期介護保険事業計画を策定したところであります。介護サービスを有効に活用し安心して生活できるよう、より一層制度の周知に努めるとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう、事業者への支援、指導を強めてまいります。

さらに、在宅介護センター等関係機関との密接な連携のもとに、介護予防・地域支え合い事業への積極的な取り組みと、介護保険制度との一体的な運用を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

また、本年度中には、民間事業者による介護付有料老人ホームの開所が見込まれており、本市における介護サービスの提供基盤は一層充実することになります。

今日の核家族化の進行や共働き家庭の増加、厳しい雇用情勢など、子供を取り巻く環境は大きく変化しており、子供たちが地域の中で伸び伸びと健やかに育つための社会基盤の整備と子育て支援の必要性がますます高まっております。

昨年、子育て支援の情報発信のためハートフルセンターに子育て支援センターを設置したところであり、本年度もファミリーサポートセンターや児童センターと連携して子育ての支援体制を強化してまいります。

また、引き続きNPO法人による子供の一時預かりや、子供と高齢者の触れ合い事業への支援、認可外保育施設の保育基盤の強化、延長保育に対する支援など、多様な保育ニーズに対応する保育基盤の強化を図り、安心して子育てできる環境を整えてまいります。

市立保育所につきまして、本年度はなか保育所みいずみ分園の設置やにしね保育所の園庭拡張などの設備整備を行うとともに、地域交流事業や障害児保育の実施、延長保育の充実、積極的な児童の受け入れなど、地域に密着した子育て支援と安心して働くことができる環境整備のため、機能充実と弾力的な運営を行ってまいります。

放課後児童対策として実施している学童保育については、昨年の西根小学校学区に続き、本年度は柴橋小学校学区に本市で五つ目の学童保育所が誕生する予定であり、その開設と運営を積極的に支援するとともに、各施設における学童保育環境の一層の充実に努めてまいります。

障害者施策は、障害のある人もない人もお互いが尊重し合い、ともに生活し活動できる社会を実現する必要があります。社会保障制度の基礎構造改革が進む中、本年4月から障害者福祉サービスの一部が利用者本位の選択的な利用契約による支援費制度へと移行されることから、利用者の視点に立った円滑な移行とサービスの充実に努めてまいります。

障害のある方が地域で生き生きと生活していく上で、自立と社会参加の促進が一層求められております。このため、重度障害者の移送サービスなどの実施に加え、新たに手話奉仕員派遣事業を実施するとともに、紙お

むつ支給事業などの継続的实施により社会参加と在宅生活を支援してまいります。

さらに昨年4月から市町村に事務移管された精神障害者保健福祉に関する事業については、引き続き居宅介護事業や地域生活援助事業などを実施し、地域において日常生活を支えることにより、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図ってまいります。

第4に、心なごむ生活環境の形成について申し上げます。

廃棄物処理対策につきましては、一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正で効率的な分別収集運搬を行うとともに、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

また、合併処理浄化槽の普及促進や、主要排水路の堆積物処理により公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図るほか、騒音、悪臭などの近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、社会情勢の変化を踏まえつつ、生涯を通した交通安全教育の充実に努めるとともに、住民の自発的、主体的な参加を促し、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故の防止活動を展開してまいります。

特に子供と高齢者のとうとい人命を交通事故から守るために、幼児と高齢者の交通安全教室や高齢者交通安全の集いを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓や耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、継続的に小型動力ポンプ普通積載車の更新を行うなど、消防力の充実に努めてまいります。また、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道の整備につきましては、本年度から新たに187ヘクタールを対象区域に追加し、合計1,160ヘクタールの事業認可区域について計画的に整備を進めてまいります。

本年度は洲崎地内の汚水幹線管渠の整備を初め六供町、内の袋、仲田、落衣、島地区などの面的整備を行うとともに、処理場につきましては、昨年に引き続き汚泥かきよせ機械設備の更新工事を行ってまいります。また、特定環境保全公共下水道事業で進めている三泉地区についても引き続き幹線管渠と面的整備を進めてまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が強く求められております。将来の水需要の増加等に対応するため、昨年より、第4次拡張事業により施設の拡充強化に取り組んでおり、本年度は木の沢配水池増設工事を継続事業として実施するとともに、新たに慈恩寺配水池の増設計画についても着手してまいります。また、老朽管更新事業等による配水管網の整備拡充と電気計装設備の更新を行い、安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、新しい世紀を切り拓く人づくりについて申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く、個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、感性豊かでみずから学び、たくましく生きる児童生徒の育成を学校教育の目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。そのために感性教育を初めとした心の教育や国際理解教育、教育相談機能、特殊教育の充実、コンピューター等を活用した情報教育や地域に開かれた学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、昨年より新学習指導要領と学校週5日制が完全実施されましたが、教育活動全体

を通してゆとりの中で生きる力をはぐくむことを目指し、地域や家庭と連携した特色ある教育活動の展開と、個性を生かす教育の充実に努めるとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所などでの研究研修活動を推進してまいります。

また、保護者が希望すれば一定の条件のもとで学校選択ができる特認校制度の実施や、通学区域制度の弾力的運用の導入に当たっては趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

学校施設につきましては、安全で快適な教育環境整備を推進し、子供たちが楽しく学べるゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。

醍醐小学校改築事業につきましては、校舎の起工式を昨年5月に、上棟式を12月に実施するなど順調に工事が進んでおり、21世紀を担う子供たちと地域の生涯学習の核になる多目的に利用可能な地域の風が行き交う学校の姿が見えてきております。

本年度は校舎については、7月の完成を予定しており、2学期の開校を目指すとともに、体育館について10月完成を目指して事業を進めてまいります。さらに平成16年度に計画している水泳プールの建設、グラウンド敷地整備の測量・設計業務委託を債務負担事業として進めてまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本格的な少子高齢社会を迎え、社会の変化に対応したまちづくり活動に積極的に貢献する人材の育成を図るため、生涯学習の推進が重要な課題になっております。このため、学習ニーズに対応した生涯学習講座を開設するとともに、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座をより一層推進し、市民の学習活動を支援してまいります。

市民が質の高いすぐれた芸術、文化に触れることは生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すものになります。本年度は名刹慈恩寺における野外演奏会や日本におけるトルコ年を記念し、イズミール交響楽団演奏会を実施するほか、子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「ピノキオ」の公演を行い、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

本年度は第18回国民文化祭・やまがた2003の年であり、本市では、稲作芸能の祭典と花と水辺のフェスティバルを開催いたします。稲作芸能の祭典では、古くから全国各地に保存、伝承されている田植え踊りや田楽踊りなどの競演を通じて文化の交流を図ります。また花と水辺のフェスティバルではせせらぎと自然の花の散策を楽しんでいただくとともに、花と水辺でのコンサートなどを実施してまいります。

本市は、国の重要文化財に指定されている本山慈恩寺を初め、数多くの歴史遺産や文化財に恵まれております。この貴重な遺産を保存伝承するため、指定文化財の保護育成を図るとともに、市内遺跡の確認調査を実施し埋蔵文化財の保護に努めてまいります。

市史編纂事業につきましては、郷土資料の編纂叢書を発行するとともに、寒河江市史下巻、近代・現代編の資料収集と編集作業を進めてまいります。

市立図書館につきましては、多くの市民に親しまれ生涯学習の拠点施設としてその機能を十分に発揮しております。昨年は、幼児期から本に親しむきっかけづくりとして乳幼児健診時に絵本の紹介、貸し出しと読み聞かせを実施してきたところであり、本年度もさらに内容の充実に努めながら事業を継続してまいります。

また、市民のニーズに合った図書資料等の購入を計画的に進めるとともに、人形劇の集いや図書館フェア、ブックテーマコーナー、展示事業などの自主事業を実施するほか、ボランティア団体との連携による定期的なお話会の開催など、利用者の立場に立った事業を展開し、魅力のある図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

生涯を通して健康で明るく生きがいや潤いのある充実した生活を送る上で、スポーツの果たす役割はますます

す大きなものになってきており、日常生活の中でそれぞれの個性やライフスタイルに応じてスポーツに親しむようになってきております。スポーツは自己管理のできる健康法であるとともに、仲間づくりや生きがいづくりにも役立つなど、現代の生活において欠くことのできない文化的な営みと言えます。

現在、総合型地域スポーツクラブの育成を中心に位置づけたスポーツ振興基本計画の策定に取り組んでおりますが、これに先駆け昨年7月に村山地区広域スポーツセンターの拠点施設として本市体育施設が指定されました。今後、体育協会や体育指導委員会、学校等と連携を密にして指導者の育成や市民と競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開し、市民が多様なスポーツを日常生活の中で楽しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

第6に、参加、交流、創造による小さな世界都市の創造について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

昨年はワールドカップサッカー大会が日韓共催で行われ、日本中の人々は日本代表の活躍に声援を送りました。また、本市の姉妹都市のある韓国、トルコ両国の代表もすばらしい成績を残し、両国の活躍に心を踊らせました。

本市におきましても、チェリーランドトルコ館に応援団が集い、たくさんの人々が熱戦に大きな声援を送り、会場さながらに盛り上がりました。このようなことが全世界で行われ、世界の人々との共通の体験は外国人との相互理解を生み、国際的感性の醸成に大いに役立ったものと思っております。

また、昨年は日韓国民交流年でもあり、姉妹都市の韓国安東市で開催された、安東国際仮面舞フェスティバル2002において、市指定無形民俗文化財である旭一流内楯獅子踊りが披露され、各国の参加団体と友好、交流が図られました。今後も各種団体や個人などによる市民主導の国際交流推進と、国際性豊かな人づくりに努めてまいりたいと思っております。

本年は、日本におけるトルコ年であり、日本全国でトルコに関する種々のイベントが開催されます。本市におきましては、トルコ国立イズミール交響楽団による寒河江公演を開催し、芸術文化の環境づくりや国際性の涵養による人づくりに努めてまいります。

本市を取り巻く国際化の波は近年著しく進展しており、国際化に対応した人材育成が求められております。このため、引き続き外国語指導助手ALTの配置や外国語教室などへの助成を行うなど、より多くの人々に外国人と触れ合う機会を提供してまいります。

また、本市の在住外国人は300名を超えており、特に国際結婚によって多くの外国人女性の方が定住していることから、身近な日常生活を支援するため中国語、韓国語、英語、ポルトガル語の4カ国語による暮らしのガイドブックの配布などを行い、外国人が住みやすく、そして優しく迎えられるようなまちづくりを進めてまいります。

昨年開催された緑化フェアでは多くのボランティアの御協力をいただき、人々にぬくもりのある心豊かな地域性と新鮮な感動を与えたことと思っております。これらのボランティアの輪をさらに広げ、だれでも参加活動できる環境づくりを推進するため、引き続きボランティアフェスティバルを開催するとともに、定期的なボランティア情報誌の刊行、ボランティア養成講座や交流会を開催し、ボランティアの育成と意識の醸成に努めてまいります。

本市における情報化施策の推進につきましては、寒河江市情報化計画を策定したところであり、今後「e市さがえ」の実現に向け、電子市役所の構築や情報の高度利用などを視野に入れ、住民サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

本年度8月には、住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働し、住民基本台帳カードの交付が開始されます。このカードを受けている場合、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになるとともに、転入転出の特例処理で窓口の手続が簡略化されます。

さらに本年度、国と地方公共団体を通信回線で結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）に接続し、国と地方公共団体の情報の共有、交換等による地方行政の高度化、効率化を図ってまいります。

広報公聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策について広く市民に周知を図るため、「市報さがえ」を中心により一層の充実を努めてまいります。近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネットによる情報提供が重要になってきており、市のホームページをさらに見やすく充実するとともに各種ダウンロードサービスの拡大に努めてまいります。

また、山形新聞社が編集して本市が発行する電子メール情報提供サービス「寒河江市ふるさとだより」について登録者が 250 人を超え、反響も大きくなっております。この事業は昨年県内初の取り組みとして実施したのですが、登録者は北海道から沖縄まで国内全域にわたり、アメリカやフィリピン在住者もおります。今後さらに登録者がふえることが期待され、本市を大いにアピールできるものと思っております。

以上、平成 15 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申しあげましたが、厳しい行財政状況が続く中で、今後とも未来の寒河江市の発展に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 1 号及び第 2 号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。

報告第 1 号は、本年 1 月 24 日午後 5 時 48 分ごろ、市内八幡町地内において、市道上に出ていた市管理の公園内の松の木からの落雪により車に損害を与えた事故について、報告第 2 号は、本年 2 月 3 日午前 10 時ごろ、市内中央一丁目地内において、市所有の消防ポンプ車の公務運転中に発生した交通事故について、それぞれ示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げます。

次に、議第 3 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県信用保証協会貸付金及び各特別会計繰出金等の減額をするほか、介護予防等拠点整備事業費などを計上するものであります。

その結果、2 億 4,117 万 4,000 円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 153 億 5,454 万円となるものであります。

第 2 款総務費については、臨時職員賃金 382 万 8,000 円、都市計画税課税資料整備業務委託料 250 万円を減額するのが主なものであります。

第 3 款民生費については、介護予防等拠点整備事業費として 1,445 万 9,000 円、生活保護費として 1,237 万 4,000 円等を追加計上するほか、介護保険特別会計繰出金 2,352 万 9,000 円を減額するのが主なものであります。

第 4 款衛生費については、合併処理浄化槽設置補助金 61 万 8,000 円、寒河江地区クリーンセンター分担金 1,201 万 3,000 円を減額するのが主なものであります。

第 5 款労働費については、山形県労働者信用基金協会保証料補給金 10 万円を追加計上するものであります。

第 6 款農林水産業費については、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業工事請負費 1,069 万 9,000 円を減額するものであります。

第 7 款商工費については、山形県信用保証協会貸付金 8,285 万 8,000 円、市産業立地促進資金貸付金 2,900 万円をそれぞれ減額するものであります。

第 8 款土木費については、急傾斜地崩壊対策地元負担金 1,260 万円を追加計上するほか、県単独道路改良事業等地元負担金 954 万 3,000 円、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金 5,145 万 8,000 円、柴橋日田線整備事業負担金 540 万円、全国都市緑化やまがたフェア実行委員会負担金 2,420 万 6,000 円をそれぞれ減額するものであります。

第 9 款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金 902 万 3,000 円を減額するものであります。

第 10 款教育費については、陵南中学校暖房用油配管漏改修工事請負費等に 120 万円、市スポーツ少年団全国大会等参加補助金に 120 万円を追加計上するほか、寒河江中部小学校特別教室増築事業費 1,106 万 2,000 円を減額するものであります。

第 11 款災害復旧費については、農業用施設災害復旧工事請負費 836 万 5,000 円を減額するものであります。

第 12 款公債費については、市債の利子等を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、市税を 900 万円、繰入金を 1 億 1,179 万 9,000 円、諸収入を 1 億 1,222 万 9,000 円、市債を 8,900 万円それぞれ減額し、地方交付税を 3,376 万 1,000 円、国庫支出金を 907 万 4,000 円、県支出金を 51 万 7,000 円、繰越金を 3,750 万 2,000 円追加し対応することといたしました。

第 2 表債務負担行為については、果樹農家等経営安定緊急対策資金利子補給を平成 14 年度から行うため設定するものであります。

第 3 表地方債については、臨時財政対策債ほか 3 事業債の限度額を変更するものであります。

第 4 表繰越明許費については、介護予防等拠点整備事業ほか、3 事業の年度内完成が不可能なために、翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、議第 4 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公債費等の減額並びに県道路整備負担金の追加等による歳入歳出予算の調整を行うものであります。

その結果、2,280 万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 12 億 8,420 万円となるものであります。

歳出予算については、建物等地区内移転補償費 780 万円、市債利子及び一時借入金利子を 1,500 万円減額するものであります。

歳入予算については、県道路整備負担金 2,865 万 8,000 円を追加し、一般会計繰入金 5,145 万 8,000 円を減額するものであります。

第 2 表繰越明許費については、建物移転並びに寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事等の年度内完了が困難な状況となったために所要額を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、議第 5 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事務処理システム等修正委託料を 287 万 5,000 円追加するとともに、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を 223 万 5,000 円、保険給付費を 1 億 9,436 万 6,000 円、それぞれ減額するものであります。

これに対する歳入予算については、国庫支出金を 5,248 万 5,000 円、支払基金交付金を 6,411 万 5,000 円、県支出金を 2,429 万 6,000 円、繰入金を 5,283 万円、それぞれ減額し対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 1 億 9,372 万 6,000 円の減額となり、18 億 4,357 万 1,000 円となるものであります。

次に、議第 6 号平成 14 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会判定会議の開催回数の減に伴い、委員報酬を 403 万 7,000 円、委託料等を 93 万 1,000 円、それぞれ減額するものであります。

これに対する歳入予算については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金を 406 万 5,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金を 223 万 5,000 円それぞれ減額し、繰越金を 133 万 2,000 円計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 496 万 8,000 円の減額となり、2,353 万 2,000 円となるものであります。

次に、議第 7 号平成 15 年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

今日の日本経済は不良債権の処理に端を発した金融システムへの不安や構造改革のおくれなどから景気低迷が長期化しており、再浮上の展望が見出せない厳しい状況にあります。

このため政府は、平成 15 年度の予算編成に当たり、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るた

め、改革断行予算と位置づけた平成 14 年度予算の基本路線を継承し、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制するとともに、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的な考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野への予算の重点的な配分を行うこととしたところであります。

このような中で、平成 15 年度の地方財政計画においても、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出総額の計画的な抑制を図る一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、少子高齢化対策等について財源の重点配分を図ることとしております。

また、歳入面では、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本に地方財政対策を講じることとなったものであります。

その概要であります。地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向け、法人税の外形標準課税の導入、特別土地保有税の課税停止、個人住民税について配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止、地方たばこ税率の引き上げなどの措置を講じることとしているところであります。

また、地方財源の不足見込み額のうち、建設地方債の増発を除いた残余については平成 14 年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすることとしたところであります。

平成 15 年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中長期の財政状況を念頭に、財政の健全性を確保しつつ、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減、市債や財政調整基金の効率的活用を図りながら事業の推進に努めることとしております。

このような中で、本年度は転換の中で将来の展望を開いていく年と位置づけ、多くの来場者に感動を与えた全国都市緑化やまがたフェアのポスト事業としての花咲かフェア IN さがえの開催や、醍醐小学校改築事業などの重要プロジェクトを初め、高度情報化時代への対応や農業生産基盤の整備、商工業環境の整備、市民生活に密着した社会資本の整備、さらには少子高齢化に向けた諸施策の実現など、新しい視点と斬新な発想で各般の事業に取り組むこととしているところであります。

その結果、平成 15 年度一般会計予算規模は、139 億 1,000 万円となり、平成 14 年度当初予算と比較して 5.6%の減となりましたが、この減額の主な要因は、醍醐小学校用地取得事業完了による減額と事務事業の見直しを徹底した結果であります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成 14 年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第 1 款市税については、市民税が景気の低迷により 7.1%の減、さらに固定資産税は平成 15 年度は評価がえの年となることから 4.4%減となり、市税全体では 4.5%減の 47 億 862 万 3,000 円を計上いたしました。

第 2 款地方譲与税については、自動車重量譲与税が地方への譲与割合が引き上げられることなどから 6.6%伸びの 1 億 6,100 万円を計上いたしました。

第 3 款利子割交付金については、昨年度に引き続き郵便定期預金の利子所得が落ち込むことから、46%減の 2,700 万円を計上いたしました。

第 4 款地方消費税交付金については、消費需要の回復が期待できないことから、2.6%減の 3 億 9,950 万円を計上いたしました。

第 6 款地方特例交付金については、今年度の実績や景気低迷による税収の落ち込みなどを勘案し、10.3%減の 1 億 4,350 万円を計上いたしました。

第 7 款地方交付税については、平成 14 年度に引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられることから、地方財政計画上では総額で昨年度比 7.5%の大幅な減となっており、本市においても、同様の理由から 8.0%減の 39 億 1,000 万円を計上いたしました。

第 11 款国庫支出金については、児童福祉費負担金や公立学校施設整備費補助金が伸びたことなどから、11.6%増の9億 5,477 万 8,000 円を計上いたしました。

第 12 款県支出金については、児童福祉費負担金や社会福祉費補助金が伸びたことなどから、3.1%増の5億 3,368 万 2,000 円を計上いたしました。

第 13 款財産収入については、土地売払収入が見込めなくなったことから46.9%減の6,281 万 4,000 円を計上いたしました。

第 15 款繰入金については、38.1%減の2億 9,684 万 4,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は全国都市緑化やまがたフェアの経費に充てるために繰り入れた財政調整基金繰入金の減であります。

第 17 款諸収入については、商工費貸付金元利収入に係る山形県信用保証協会貸付金が原資貸付から保証料補給に切りかわったことにより、22.8%減の4億 6,036 万 9,000 円を計上いたしました。

第 18 款市債については、将来にわたる公債費負担の軽減を考慮し、投資的事業の重点化などにより発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。その主な内容として、土木債を初めとした投資的事業に係る分として7億 3,530 万円、市民税減税補てん債として7,100 万円、さらに地方交付税減額の振替財源となる臨時財政対策債として9億円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の根本からの見直しを行い、徹底した歳出の抑制に努めるとともに、退職職員の不補充や特別職給料と管理職手当の削減を行うほか、市単独補助金、負担金についても見直すとともに、物件費については10%のマイナスシーリングを実施するなど、経常経費を厳しく抑制しております。

性質別に申し上げますと、人件費については2.1%減の31億 8,852 万 6,000 円を計上いたしました。

物件費については、徹底した削減により2.3%減の17億 7,067 万 2,000 円を計上いたしました。

扶助費については、児童扶養手当の増額などに伴い9.2%伸びの10億 1,889 万 1,000 円を計上いたしました。

補助費等については14.5%減の18億 2,089 万 1,000 円を計上いたしましたが、これは全国都市緑化やまがたフェア開催負担金の減額によるものが主なものであります。

投資的事業については、実施計画に基づき事業の徹底した選択のもと、農業生産基盤整備事業や(仮称)横道住宅団地にアクセスする古河江横道線街路事業、さらには醍醐小学校改築事業などの大規模事業に取り組むことにしました。

主な事業としましては、民生費では、柴橋学童保育所整備事業として790 万円を計上したほか、衛生費では、合併処理浄化槽設置費補助事業に649 万 8,000 円を計上いたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に1,515 万円、園芸農業拡大推進事業に1,297 万 6,000 円、施設園芸担い手農業者育成支援事業に2,915 万円を計上いたしました。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に4,000 万円、その他の道路改良事業に1億 2,100 万円、最上川寒河江緑地整備事業に7,000 万円、街路整備事業に1億 7,000 万円、街なみ環境整備事業に4,745 万 5,000 円、さらに市民生活に直結する事業の側溝、舗装、用悪水路整備事業に1億 1,980 万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校改築事業に5億 8,825 万 5,000 円、小中学校整備事業に1,839 万 1,000 円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は15億 5,635 万 1,000 円で、24.9%の減となるものであり、減少の主な要因は醍醐小学校改築用地取得事業が完了したことによるものであります。

繰入金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 8,025 万 1,000 円、公共下水道特別会計に8億 9,292 万 1,000 円、国民健康保険特別会計に2億 340 万円、老人保健特別会計に2億 5,163 万 5,000 円、介護保険特別会計に3億 188 万 8,000 円を計上したのが主なものであります。

第2表は、農業総合振興資金利子補給を初め、6件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など17億630万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を17億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能事項についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第8号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成15年度につきましては、都市計画道路の整備及び電線類の地中化、新橋のかけかえ工事などを行い、事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成15年度歳入歳出予算総額はそれぞれ12億3,360万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費については、寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線、寒河江駅西浦線、みこし公園等の整備及び電線類の地中化、新橋のかけかえ工事請負費等に6億5,740万円、公共施設充当地取得費及び建物等移転補償費に3億900万円、電線類地中化電線宅地引込設計業務委託料等に1,800万円のほか、事務費など7,541万1,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に1億7,328万9,000円を計上いたしました。これに対する歳入予算は、国庫支出金3億7,870万円、県支出金として公共施設管理者負担金6,174万8,000円、一般会計繰入金3億8,025万1,000円、県道路整備負担金7,600万円、電線類の地中化及び新橋添架担金200万円、市債3億3,490万円を計上いたしました。

第2表は、地方債の限度額などを定めるものであります。また一時借入金の限度額については15億円と定めるものであります。

次に、議第9号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るためにも早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億8,500万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億361万1,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には補助事業として4億3,120万円、単独事業は4億2,980万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には補助事業として2億9,390万円、単独事業は1億1,290万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに1億8,543万1,000円を、浄化センター建設費には補助事業として6,060万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に11億4,090万3,000円を計上し、また予備費には300万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に6,833万円。使用料及び手数料に4億1,206万円。国庫支出金に4億2,907万8,000円。一般会計繰入金に8億9,292万1,000円、また、市債については、公共下水道事業債等に9億6,260万円を計上いたしました。

第2表は、排水整備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については、8億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ883万7,000円であり、前年度当初予算に対して11万8,000円の増となっております。

歳出予算は、水道施設の維持管理等に要する一般管理費245万2,000円、公債費635万5,000円などを計上したものであります。

歳入予算は、水道使用料492万9,000円、一般会計繰入金390万6,000円などであります。

次に、議第11号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。本市における被保険者は景気の低迷の影響による社会保険離脱等により若年層が増加しており、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、平成14年度に国民健康保険税の案分率を見直したものの、平成15年度は所得割額の算定方法の見直しと、固定資産税の評価がえに伴い、国民健康保険税の大幅な減収が見込まれ、療養給付費等が増加する中で依然として厳しい状況にあります。

このような中で、国民健康保険税の収納率の向上及び医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進を図るなど、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成15年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ32億2,600万円で、前年度当初予算と比較して4億1,100万円、14.6%の増額となります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費20億9,029万円、老人保健拠出金7億8,500万円、介護納付金1億6,700万円、高額医療費共同事業拠出金5,712万7,000円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税が11億5,404万円、国庫支出金10億5,500万8,000円、療養給付費交付金5億9,040万2,000円、高額医療費共同事業交付金が5,770万円で、繰入金は一般会計繰入金2億340万円、基金からの繰入金8,334万1,000円であります。

次に、議第12号平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成15年度老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ40億9,150万円で、前年度当初予算と比較して2,450万円、0.6%の増加となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が40億7,990万6,000円で、99.7%を占めており、総務費については1,102万3,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、支払基金交付金26億3,199万1,000円、国庫支出金9億6,625万4,000円、県支出金2億4,131万4,000円、一般会計繰入金2億5,163万5,000円などを計上いたしました。

次に、議第13号平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は制度施行後3年が経過し、市民の中に着実に普及定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成15年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであり、予算総額は、歳入歳出それぞれ19億6,800万円となるものであります。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に4,706万1,000円、要介護等認定費に2,514万4,000円、介護サービス等諸費に18億1,800万円、支援サービス等諸費に3,729万円であります。

これらに対する歳入予算は、介護保険料に3億3,802万1,000円、国庫負担金に3億7,325万7,000円、国庫補助金に1億2,419万1,000円、支払基金交付金に5億9,721万1,000円、県負担金に2億3,328万

6,000 円、一般会計繰入金に 3 億 188 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、議第 14 号平成 15 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査、判定するための機関であり、介護保険制度を円滑に運営する上で重要な役割を担うものであります。このため、審査判定業務の公平性の確保と効率化や、本市及び西村山地域 4 町共同で設置した寒河江市西村山郡介護認定審査会の円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

平成 15 年度は、延べ 208 回の審査判定会議を見込んだ結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,770 万円となるものであります。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬 1,769 万 3,000 円、介護保険専門員報酬に 371 万 8,000 円であります。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,779 万 6,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 990 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、議第 15 号平成 15 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成 15 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 114 万 5,000 円となるものであり、前年度当初予算と比較して 3 万 8,000 円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。特に高松財産区におきましては、高松地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 36 万 4,000 円を計上しております。

歳入予算につきまして各財産区について申し上げますと、高松財産区が 65 万 3,000 円、財産売払収入 9 万 2,000 円、財産調整基金繰入金 13 万 1,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などが主な内容であります。

また醍醐財産区は 18 万 9,000 円、三泉財産区は 30 万 3,000 円であり、主なものは繰越金、寄附金などです。

次に、議第 16 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また良質かつ高度な医療を提供するため、最新式医療機器を導入するとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室を充実させ、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。

今後におきましても、施設機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を図り、医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成 15 年度の市立病院事業会計予算は医療機器の新規導入、更新を効率的に行うことによって、年々高度化する医療ニーズに的確にこたえるべく編成したところであります。また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者 4 万 7,946 人、外来患者 10 万 2,582 人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に 5,000 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が 27 億 8,162 万 9,000 円で、このうち、医業収益は 25 億 4,106 万 3,000 円、医業外収益は 2 億 4,056 万 6,000 円を計上いたしました。

支出総額は 27 億 8,162 万 9,000 円で、このうち医業費用は 27 億 1,745 万円、医業外費用は 6,167 万 9,000 円、特別損失 150 万円、予備費 100 万円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額が 4,662 万 6,000 円で、このうち企業債は 4,400 万円、他会計負担金 262 万 5,000 円、固定資産売却代金 1,000 円であります。

支出総額は2億920万円で、このうち建設改良費は5,000万円、企業債償還金1億5,920万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,257万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は一般会計からの負担金額を2億3,000万円と定めるものであり、第10条は棚卸資産の購入限度額を9億1,100万円と定めるものであります。

第11条は重要な資産の取得について定めるものであります。

次に、議第17号平成15年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な生活や社会経済活動に欠くことのできない最も重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成15年度の水道事業会計予算はこのような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の促進並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

そのため、配水池の増設、電気計装設備の更新や配水管網の整備拡充などを主眼とした第4次拡張事業の推進を図るとともに、下水道工事等に並行する配水管布設がえ工事等についても積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,038戸、年間総配水量674万2,000立方メートル、1日平均配水量1万8,420立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額13億5,170万2,000円、支出総額11億6,470万1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入総額5億1,786万8,000円、支出総額12億785万円とするものであり、支出の主なものとして、木の沢配水池増設の継続工事、配水管布設及び布設がえ工事、慈恩寺配水池増設の測量設計委託などの建設改良費10億6,596万8,000円、企業債償還金1億4,088万2,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し6億8,998万2,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、配水池増設及び配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額を定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器等の棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第18号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

行政改革推進のため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当の額について所要の改正をしようとするものであります。

なお、市長、助役及び収入役の給料については、さきの特別職報酬等審議会の御審議をいただき、その答申を得ているものであります。

次に、議第19号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

市立病院の運営組織の整備を図るため、診療主幹の職務を設けることなどに伴い、所要の改正をしようとする

るものであります。

次に、議第 20 号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正並びに身体障害者補助犬法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定に伴う規定整備を行うものであります。

次に、議第 21 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

南部地区公民館上高屋分館の新設に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 22 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険の介護報酬が改定されることに伴い、費用の徴収額を改正しようとするものであります。

次に、議第 23 号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

第 2 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 15 年度から平成 17 年度までの保険料率を設定したことにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 24 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

建築敷地内にある建物の移転がおくれ、工程に変更が生じたため、工期について変更しようとするものであります。

次に、議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結について御説明申し上げます。

寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）については、別添資料のとおり、去る 2 月 20 日、10 社による指名競争入札を執行した結果、寒河江市建設共同企業体、代表者 株式会社高松木材取締役社長高橋武正が 2 億 8,245 万円で落札いたしましたが、現在施工中であります校舎建築工事の請負業者と同一業者が落札していることから、近接工事扱いとして間接費を調整した後の金額は 2 億 7,594 万円となります。今回の契約の工期は平成 15 年 3 月 31 日としておりますが、最終的な工事完成は平成 15 年 11 月 31 日の予定であります。

本請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場電気設備工事）の入札の結果等は、別添資料のとおりであります。

次に、議第 26 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、平成 13 年から第 6 期田代総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、消防施設の追加措置をする必要があるため、同計画を変更しようとするものであります。

以上、24 議案を提案申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 37、これより質疑に入ります。

報告第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 14 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 16 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 17 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 18 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 19 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 20 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 21 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 22 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 23 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2 点お尋ねをしたいというふうに思います。

保険料の値上げでありますけれども、今現在も滞納者がいるわけでありまして。現行での滞納の状況、滞納額はどうなっているのか。そして、どういう状況の人が滞納なされているのかということが 1 点です。

それから 2 点目であります。今回増額をするわけでありまして、そうした場合、現行での滞納されている方々などに対する配慮といいますか、そういうふうな点はどのようになされるのかということの 2 点、お尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

滞納額は、数字的に把握しておりませんが、小額の状況になっております。たしか全体で 50 万円以下だったと思います。これらの人方に対しては、私どもの職員が臨戸訪問をいたしまして滞納の内容について本人に申しあげ、できるだけ早い機会に保険料を納入していただきたいということで臨戸訪問をいたしております。

それから、今後の保険料の改定に伴った場合の現在滞納している方に対する対応はどうかというようなことでございますけれども、家庭の事情等々あるかと思っておりますけれども、応分の負担についてはお願いをしたいというふうな基本的な考え方で対応しなければならないというようなことになるわけでございますので、それらの方に対しても事情をお聞きしながら、納付について御理解をいただきながら何とか頑張ってもらいたいというふうな対応をしてみたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 滞納されていることが理由で、介護保険のサービスを受けるに支障が出たというケースがこれまでであるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 そういった方はございません。一般的には 10% の 1 割負担というようなことになってございますが、内容は、今手持ち資料を持っていませんけれども、それなりのいわゆる所得者といえますか、収入に対する方の減免等の措置もございまして、それらの内容でそれぞれ対応させてもらっているという状況でございます。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 引き上げでありまして、今も滞納者がいるというふうなこと、そういう中で、さらに今度はサービスを受ける方で支障などが出ると悪いというふうに思いますので、これから委員会で審査があるわけでありまして、制度的に引き上げになる中で市民の方がサービスを受けるに支障が出るなどということがないように、審査の際には十分当局も受けとめていただいて検討されるように要望しておきます。

佐藤 清議長 議第 24 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 25 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 26 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 38、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 3 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 39、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 18 号、議第 19 号、議第 20 号
文教経済委員会	議第 21 号、議第 25 号、議第 26 号、請願第 1 号
厚生委員会	議第 5 号、議第 6 号、議第 22 号、議第 23 号
建設委員会	議第 4 号、議第 24 号
予算特別委員会	議第 3 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 13 号、議第 14 号、議第 15 号、議第 16 号、議第 17 号

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 0 1 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

本日、佐竹敬一議員外 4 名から議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてが提出されました。

この際、議会案第 1 号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、この際議会案第 1 号を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

議会案上程

佐藤 清議長 議会案第 1 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 議会案第 1 号について提出者から提案理由の説明を求めます。佐竹敬一議員。

〔21 番 佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 ただいま議題になりました議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、平成 14 年 9 月定例会におきまして定数条例が可決され 24 名となったわけですが、その後の近隣市の動向や市民の声を聞くにつけ、このままでよいのかという同僚議員が多く、定数 24 名を 3 減、21 に改正をしようとするものであります。

今、地方自治体は長引く景気低迷により厳しい財政状況にあります。本市も同様の状況にあります。このような中、市当局は経常経費の削減、退職者の不補充、組織機構の見直し、特別職報酬・管理職手当等のカットなど、行財政改革と効率的な事務事業の執行に取り組んでおります。

また、日本の人口は 2007 年をピークに生産年齢人口は減少し、超高齢化社会を迎えると言われております。寒河江市においても財団法人統計情報研究開発センター試算によると、平成 27 年には人口 4 万 2,000 人に減少するという報告もあります。

このような経済社会状況の中、市議会も民意を踏まえ率先して改革を進めることが必要であると思っております。少数精鋭でも住民の意見の反映は十分可能であり、住民のニーズに沿った議会活動は可能であると思っております。

また、住民の意向としても自主的な議会運営の効率化を求める声が多くあり、このことが地方行財政改革の後押しとなるものと考えます。今後とも市民の声を大切に一層の議会の活性化に努めてまいりたいと思っております。

何とぞ議員皆様方の御理解をいただき、満場一致で賛同をお願い申し上げます。

寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第 1 号については、委員会付託を省略することは可決されました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 1 号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 今回の提案理由の説明に関して幾つか質問をしたいと思います。

昨年の 9 月定例議会で、満場一致で平成 15 年からの一般選挙に 24 名定数で施行するという可決したことは、皆さん自身のことでありますので御承知のことと思います。その際も 2 カ月近くにわたって会派の代表者等で議論を積み重ねてきた結果の満場一致だったわけでありまして、それからまだ半年もたっていないというふうな状況の中で、情勢が変わったというふうな一言で片づけられておりますけれども、問題なのは、一般選挙があと一月強後に控えている今の時期に重大な定数の変更ということをやることの是非であります。

現職議員だけで今の時期にこの重大な問題を決めていいのかというようなこともありまして、私どももさがえ民報などで市民にお知らせをしたわけですが、大変な反響がありまして、どうもやり方が異常だと、おかしいと。もっときちっと議論をしてほしいという声が多く寄せられておりまして、インターネットのホームページでもこのことを知らせたのですけれども、それにも多数の書き込みが寄せられておりまして、現職議員だけでこういう問題をやっていいのかというふうな意見が多数あったということ。

それからもう一つは、市の行政改革に議会として貢献する貢献の仕方でありまして、定数を減らすことが貢献になるのかという問題であります。当然、議員定数が減れば市民と接する議員の数が減るわけでありまして、多くの幅広い多種多様な意見を市政の場に反映させるという点での物理的な人数が減ってくるわけですので、その点での弱点が当然出てきます。

一方、行政改革に貢献するという意味は人件費の節約と議員の報酬の節約ということになると思うのですが、議会の果たす役割は果たしてそこにあるのかということでもあります。この点については、以前からも議論していたところでありまして、行政のいわば無理、むだをチェックするのが議会の仕事でありまして、そこにメスを入れる仕事を議会がやらなければ、幾ら定数を減らしてもその点での議会の役割は果たせないという点があると思います。

そういう点で、この間の寒河江市議会はどうだったのかという自己点検抜きに定数だけを減らしていくというようなことではおかしいのではないかと。市民の理解も得られないのではないかと。ということでもあります。

それから、代表者会議等で議論された中で、立候補者の数が少ないと、だから選挙にならないのではないかと。その分定数を減らして選挙すべきだというふうな議論が紹介されて、それが非常に大きな力を得たようでもあります。しかし、このことも、では、立候補者が少なければその都度定数を減らしていくのか……

佐藤 清議長 質疑は簡潔にお願いします。

遠藤聖作議員 幾つかありますので、我慢して聞いてください。

そうすると一体定数というのは何を以て基準にするのかということが当然議論になるわけですが、それについても明確な減らす側からの議論はなかったわけでありまして。

とりあえずそういうことについての提案者からの御意見を賜りたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今の質問の中に、もっと議論をしてもっともっと……、議員だけで議論していいのか、この問題を現在の議員だけで決定していいのかというような問題点の御指摘もございました。

この問題については、私はやはり議会という一つの与えられた議員の構成の問題になるわけがございますので、議会議員が議会の中で議論するということが私は当然のことではないかなというように思いますし、また、

議会のチェックあるいは議会の弱点につながるのではないかという御指摘もございますけれども、チェック機能については少数精鋭であっても何らチェックの衰えというものには決してつながらないと私は思います。（「そうだ」の声あり）やはり議員はそれなりに議員としての自覚を踏まえて懸命に議員活動をしながら努力していくというような立場に立って努力するというのが、私は大切なのではないかなというように思うわけでございます。

また、このたび定数が 21 名というような提案の理由が明確ではないというようなことでございますけれども、法定定数が 30 名から 26 名に減らされた当時、その指数は 13% というようなことで割合が出ておるようでございますし、また今回もその前例を大体見習う中で大体 13% 程度の削減というような考え方で提案をしたわけでございますし、また近隣の市町の議員の定数状況などを見ますと、やはり東根あたりは 22 名であり、上山やあるいは南陽市あたりは 20 名、それから尾花沢あたりは 20 名というようなことで、決して市のチェックや議員の弱体、あるいはそうした議員の機能が低下するというようなことは私は決してないというように思っております。

そんなところかと思えますけれども。私はそのように考えております。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 9月に決定をしたばかりという問題についての質問には余り回答になっていなかったというふうに思います。

それから、市町との比較ということが今出されましたけれども、それは少ない方を例えればそうなりますけれども、お隣の河北町は 20 名であります。そういういわば自主的、自発的に決定していく権限は議会にはあると思うんですけれども、例えば尾花沢などは寒河江よりもはるかに人口が少ないわけで、同じ市でありますけれども、だからそういういろいろな特殊な事情を踏まえながら議員定数というものは決まっていくわけでありまして、単純比較はできないのではないかと。

それより何より、市の行財政に貢献をしていくというふうな観点から言えば、定数を減らすのと同じ意味が、一つは議員報酬の削減にあるわけです。こういう点でのメス、みずから痛みを分かち合うといえますか、そういうふうな方になぜ目がいかないのか。そういう点での議論が十分なされなかったという点を私は強く言いたいわけでありまして。

数が少なくなればなるほど行き届く目が少なくなる、これは常識であります。できるだけ多くの人の目で物事を見て欠点を補い合ったりしていくというのが民主主義の基本なわけでありましてけれども、この数を減らせば減らすほど、そういう点での弱点が当然出てくるわけでありまして。

以前、寒河江市議会は、私が初当選したときは 30 名でした。その後、26、24 とどんどんと定数が減ってきたわけですが、そうすることによってだんだんと小さくまとまるといえますか、会派をつくったりして十分な議論がなされないような状況が現実にあったわけでありまして。もっとフリーな議論、もっと率直な言い合いというものが多いたときはできたわけですが。そういう点での私の体験からいっても議員はもっと多い方がいい。

そしてお金がないのであれば、みずからの報酬を削ればいい、そういうぐらいの取り組みで民主主義を守っていくという姿勢がなければいけないのではないかと。

そのうち議会なんか要らなくなるというか、そういう暴論まで出てきかねない心配すら感じるわけで。もう少しそこら辺で提案者の再考を促したいというふうに思います。その点についての回答をお聞きしたい。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 先ほどの質問で、9月に決定したばかりでまた改正とはどういうことだというようなお話でございますけれども、確かに9月に 24 名というようなことで定数がそのまま決定したわけではございましたけれども、やはり遠藤議員も御承知のとおり、まさしく社会情勢は大きく変わって、この 6 カ月間の中でも大き

く変わってきているというように私は認識しております。(「そのとおりだ」の声あり)

と申しますのは、やはり非常に落ち込んだ景気が長引いているというような状況。あるいはまた交付税とかいろいろな財政的な面についても削減されていると。そしてまた税収の伸び悩みやそうした点なども大きく市民税収に影響し、しかも特別職の皆さん方なんかみずから報酬審議会にかけまして削減をし、あるいは管理職手当なんか削減して、そして非常に努力されていると。

9月にはそういふうに決まったわけですけども、その後いろいろと議員の皆さん方も地方選挙を前にしていろいろと市民との触れ合いが多くなってきているというような状況の中で、市民の皆さんから出てきているのは、やはり非常に定数問題に関心があると。

一つのきっかけになったといいますか、そんなことをどういうふう市民がとらえたかわかりませんが、お正月に出た山新の新聞等にも寒河江の議員定数が24名に満たなかったということなんか大きな反響になったのかというように思いますけれども、そうした関係上、市民の皆さん方は議員の定数は定数割れではないかと、選挙などする必要はないのではないかとというようなことを非常に盛んに言われておるような状況下に実はあったわけです。

そんな中で、定数割れで今後推移することは私はあり得ないというようなことを思っておったのですけれども、やはり市民の皆さん方の定数削減というものに対する関心度が非常に高い、これはやはり議員として、議会の一員として見捨てるということは、聞かないふりをするとすることは私はできないのではないかと。

そうしたことを踏まえて、緑政会の皆さん方の意見を集約して、ここに議会案として出ささせていただいたというようなことでございます。

それから、議員定数を減らさずに報酬の方を逆に下げてもいいのではないかとというようなお話などもございましたけれども、私は少数精鋭というふうな形の方が逆にいいのではないかと。そしてやはり議会の活性化というものを充実させていくべきではないかというように私は考えております。(「そうだ」の声あり)

そういうことで、私は提案をさせていただいたわけでありまして。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 これで3問でしょう。

佐藤 清議長 はい。

遠藤聖作議員 ついでですから3問させていただきます。

何かすごく先が見えない話をしているなというような気がします。要するに情勢の変化というのは、実は不景気にしても、消費不況にしても十数年来の深刻な事態で、議場でも私は特に毎回この問題を取り上げておりますけれども、起債の繰り上げ償還の問題とか、高利市債の解消とか、それからむだな事業の見直しとか、そういう点を事あるごとに取り上げてきたのも、いわばそういう市の財政状況、あるいは国を取り巻くいろいろな状況が悪化しているからやるべきだという点を指摘してきたわけでありまして、何もこの半年間で急激に変わったとかというような問題ではないわけでありまして、だとしたら先が見えない話だなというふうな気がします。むしろそれを定数削減に利用したというふうな気がしないでもない。この半年間の出来事だとすればあるのではないかと。

それから、少数精鋭の方がいいと言いますけれども、そうすると報酬は上げろということなのか。私は、議員は特権者の集まりではないわけでありまして、素朴な住民の代表、住民の声を市政に届ける、そして市政の誤りなき運営をチェックしていくというのが議会の役割、議員の役割でありまして、何も高い報酬をもらうとかいうことを期待したり、あるいは何か特権的な恩恵を受けることを目的にして議員になっているわけではないわけでありまして、こういう困ったときには率先して身を削る。つまり報酬を削るとすることも選択肢の一つとしてまずあるべきではないかと。

何も数を減らして住民と行政のパイプを細くして、あるいは民主主義のいわば基本である議員の働きを少な

くしてしまうことがいわゆる市の行財政運営に貢献することにはならないというふうに思うわけでありまして、これは会派代表者会議の中でも平行線をたどったことではありますが、ぜひそこを再考するべきではないかというふうに指摘をして質問を終わります。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、報酬のことについて、報酬を上げるということなのかというようなお話もございましたけれども、決して報酬を上げろとか上げるべきだとか、私は考えておりません。(発言者あり)

それから、市民の声が議会にあるいは行政に届かなくなるのではないかというような御指摘もございましたけれども、3名減ったからといって、行政に市民の声が届かなくなるというようなことは決してないと私は思っております。(「そうだ」の声あり)

佐藤 清議長 ほかにございませんか。内藤議員。

内藤 明議員 それでは、私の方からも質問をさせていただきたいというふうに思います。

今いろいろ質疑がなされましたが、議員定数を削減することによってもなお市民とのパイプが細くなるわけではないというふうに言われました。しかし、現実的に3名減れば3名分だけ、それは市民との触れ合いがなくなるわけでありますから、そうしたことの事実は事実として、それは否めないのではないかなと私は思っております。そうした視点でのやはり再考を私は促したいというふうに思います。

それから、前に地方分権推進委員会等で分権が拡大されまして、いわゆる自治体の長、寒河江で言えば市長の権限が相当強大になってきているわけでありまして、分権が推進していきますとますますそれが大きくなっていくわけでありまして、そういうことでの議会に対する役割もまた大きくなるというふうなことであります。そこで、皆さんも御承知であります、議会の機能を強化させるために調査費の充実であるとか、あるいは議会事務局の充実であるとか、地方分権委員会はいろいろな視点での定義をしたことは御承知のとおりであります。

そういうことで、もっともっと議会としても研さんを積んで、地方自治の発展に寄与するような、お互いに切磋琢磨をするような、そうしたことを求めてきたというふうに私は思っております。そういう点からすると、議会みずからが削減をして、そうした機能を、自分の首を自分が締めていくような形でのやり方はいかなものかなと、こういうふうに思うわけでありまして、そうしたことについての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、いま1点であります、これもございましたが、9月に全会一致で24名という定数が決定をされました。今、多分立候補を決意なさっている方はそのことをもって24名で戦われると、こういうことの中で活動を続けられるのではないかなと、こういうふうに思っております。したがって、選挙直前にして定数を変えるということは、市民全体の合意が果たして得られるのかなと、こういうふうに思いますし、そうした方々への周知といいいますか、全体の周知期間も非常に少ないというふうなことからして、これまでこうしたことがあったのかどうかわかりませんが……(「質疑。討論ではないですよ」の声あり)

佐藤 清議長 静粛をお願いします。(「質疑らしくしてください、質疑らしく」の声あり)静粛をお願いします。

内藤 明議員 質疑をしておりますので、少し黙って聞いてください。(「討論は通告するもの……」の声あり)討論じゃないよ。討論ではない。(「討論ですよ」の声あり)私見を述べて質問しているのだよ、何を言っているのだ。

佐藤 清議長 静粛をお願いします。質疑は重複部分を避けて議事進行に御協力をお願いします。

内藤 明議員 はい、わかりました。

ということで、そのことについて果たしていかなものかなと、こういうふうに思います。これについて法的にどうなのか、私はわかりませんが、選管の見解があればぜひ示させていただきたいというふうに思います。

以上。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、定数が減ればやはり市民の声が行政にパイプとして細くなるというような御指摘でございましたけれども、減らすだけがいいのではないのではないかとというようなお話がございました。

それでは、例えば 30 人いれば 30 人いただけ、それだけの民の声が大きく反映していくのかというようなことになると、これは全く未知数、わからない。何もデータの的にあらわれているわけでもないし、何もわからない。これは議員個々の活動状況、それから努力したその議員たちの働き方の状況によって民の声を行政に反映できるということでございますので、私は少数精鋭であってしかるべきだというふうに思っております。

それから、自分たちで自分の首を締めるようだというようなことでございますけれども、何も私たちは議員をいつまでもどこまでもやっていかなければならないということ、あるいはそんな自分が職業的なことでやっているというようなことでもなく、民の声を反映しようというようなことで市民の代弁者として市民の声を届けるために努力しているわけですが、市民の皆さん方の意見が減らすべきだということを受けて、私たちはやっているわけでございますので、(「そうだ」「議会で何だ」「退場だ」「議会に対して何だ」と呼び、その他発言者あり)

佐藤 清議長 傍聴者は静かにしてください。(「規律を守りなさい。何言っているのだ。発言権を持っていないのだ、あなたは」の声あり) 静粛にお願いします。(「議長、出してください」「退場させてください」「何を言っているのだ、おまえ」「議員も不規則発言多過ぎる」の声あり)

傍聴者は静かにしてください。

佐竹敬一議員 口を挟むな。

そういうことございまして、議員は何も自分が自分の首を締めるために私たちは減らすのだと、そんな認識は全く持っておりません。これはやはり市民の声を吸い上げて、そしてお諮りして、それを決定してほしいというようなことで議案提案しているのであって、私は何も自分の首が締まるので減らすのは嫌だというようなことは私たちは考えておりません。

それから、これまで活動してられる立候補を予定されている方、この方々に対して余りにも日数的にも短いというか、日にちがないのではないかとというようなことなどもありますけれども、まさしくこれは新聞等でもなんかも山新の方で掲載されておまして、その時点で減るのだというような、一般的な方々が聞かれていると思いますし、またこれから 40 日間という告示までの期間もまだございます。私は十分問題なく、我々も第一線で並んでおるわけでございますので、我々が優先であって新しく立つ人が不公平だというようなことには私は当たらないと思っております。

佐藤 清議長 質問者は提出者のみに限定して下さるようお願いいたします。内藤議員。

内藤 明議員 提案者に申しあげたいのですが、質問者の意見をよくとらえてお答えいただきたいというふうに思うのですが、私は自分の首を自分で締めるというふうに例えたのは、私たち議員の職を失うということを行っているわけではないんです。

議会の持つ機能と権能、これを、繰り返すことにはなりますが、地方分権推進委員会等では、議会の機能を高めて、それで市当局と対等に渡り合うような研さんを積んで地方自治の発展に寄与しなさいよ、寄与するべきだと、こういうふうに言われているわけですね。そのことをもって、議会の人数を減らすということはそれだけ市民とのつながりもなくなる。そういうことで市民から吸い上げる行政に対する意見等も少なくなる。こういうふうな形になるのではないかなというふうなことを思って心配しているわけでありませう。

ですから、自分の首を自分で締めるというのは、機能や権能についてそれぞれ当局に対等して一方で渡り合えるようなことを期待されているのかかわらず、それが少なくなるということはいかなるものかなと、こういうふうに思って提案者に御質問をしたところでありまして、その点のところは誤解のないようにしていただ

きたいというふうに思います。改めてそのことをお伺いしたいというふうに思います。

あとまた、先ほどの全会一致をもって決めたことに対する御答弁もいただきました。みずからが数カ月前に決めたことをみずからが否定するような形では、私は議会に対する信頼が失われていくのではないかなというふうに思います。そのことについて改めて御見解を示していただきたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 地方分権の御質問がございましたけれども、やっぱり地方分権ではそのように活力のあるような行政と議会というものが切磋琢磨し、いろいろとしていかなければいかんというふうなこともあると思いますけれども、やはり3名が減になったからそれが損なわれるというようなことは、私は思いません。これはやはり市民から厳正な審判を受けて、そして議員になった以上はそれなりの責任というものがあるわけがございますので、それなりの議員の自覚が一つの大きな問題になってくるのではないかなというふうに思います。

また、9月に決めただけでまた改正というのはちょっとおかしいのではないかなというふうな御指摘もございましたけれども、やはり先ほど遠藤議員の方にも申しあげましたとおり、諸般の事情は大きく変わってきていると。世の中が大きく変わって6カ月前から変わっているというような状況も我々は考慮して提案をさせていただいたというふうなことでございます。(「そのとおり」の声あり)

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 諸般の事情が変わったと言いますが、何もそんなに変わっていないんですね。私はそういうふうに思っていますけれども。

それから、先ほど、平成27年には4万2,000人になるというような報告があるということの一つの根拠とされたわけでありまして、おかげさまで寒河江は年々発展の一途を遂げておりまして、人口の伸びを見ましてもここ数年ずっと伸びてきているわけですね。そうしたことからすると、例えば削減率の13%というふうな数値も、前回は13%削減したから今回も13%というふうな数値はいかがかなというふうに思いますし、その点について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど言われましたとおり、近隣が20人だからあるいは22人だからというふうなことをもって同一的に考えるのはいかがなものかなというふうに思います。するにしても独自のやはり見解を持つべきであるというふうに思いますし、そのことに対する御見解もあわせてお伺いしたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 諸般の事情が大きくは変わっていないというふうなお話でございますけれども、9月の議会で決定したわけですが、あれから6カ月間がたっているわけです。やはりこうした予算あるいは市のいろいろな15年度の予算なんかを見ますと、やはり9月から見れば大きくこのように予算的な問題も変わって大きく落ち込んでいるというふうなことで、また特別職の皆さん方もいろいろな努力で報酬の減額もしているというふうなこともありますし、やはり私はそう大きく世の中がひっくり返るようなことはないだろうけれども、変わっていることは事実だというふうに思います。

また、平成27年にはやはり人口も今よりも減るというようなデータが出ていることも事実でございます。ですから、それはただめくらめっぽうに私は言っているわけでもございません。

それから、13%というのは、この前も13%だったから今回も13%というのはいかがなものかと。これは言われても、13%がうちの緑政会の皆さん方とお話し合いをしながら妥当な線ではないかというふうなことで13%ぐらいの3名という減に達したわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 簡潔に提案者に質問をしたいと思います。

5点についてお尋ねをいたします。

一つは、被選挙権を保障するという立場で、昨年9月議会で定数を24名に議会としては決定し、議会だ

よりで全家庭に周知をしました。したがって、それに基づいて、平成 15 年 4 月 27 日の選挙は任期満了の選挙であるわけでありますから、議員に立候補したい人はその 24 という定数を根拠に準備に入っているというように思うのです。そういう意味で、今現職の議員で、提案者は 40 日あるので大丈夫というふうな話でしたけれども、きょう議場にいられる議員の皆さんはそれぞれ初陣を戦っているわけであります。最初の選挙というのは本当に 40 日で準備できるのかという意味からの、被選挙権を保障するという立場で、提案者や緑政会の中ではどういう議論がなされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから二つ目です。こういうふうにこの間、2 名から 3 名減らすのだというふうな話が寒河江のちまたに流れました。そしてきょう初めて正式には議案として上程されているわけであります。そしてきょう本日決めているわけでありますけれども、この間 4 月の選挙に立候補をしたいという形で準備されておった方々が、いや果たして何ぼになるのかわからないという、こういう不安の中から結果的に立候補を抑える作用になってしまったというふうな部分については、提案者の皆さんはそういうことを把握しているかどうか提案者にお尋ねをしたいと思います。(発言者あり) まず聞いてください、私は質問をしているのですから。

それから次ですが、今、緑政会の提案では市民の方々から情勢変化でやっぱり減らすべきだという声が多かったということで、広報誌「緑政」でもそういう書き方がされています。そこでお尋ねしたいのですが、緑政会の 15 名の皆さん、やっぱり減らせ、減らせ、減らせというふうなことだけで……、もっと慎重にしたらいいのではないかというような声というのは届いていなかったのかどうなのか。そういうことが緑政会でも提案をするという、絞り込んでくるという過程の中で、支持者の皆さん、市民の皆さんで、そういう声が寄せられたのか寄せられなかったのか。そういうことが緑政会の会議の中で出されたのかどうかということであります。

それから、先ほどの提案の際に、佐竹議員からは満場一致で賛同いただきたいという、提案の最後にありました。本当に議員で議会のことを考えてやっていくのであれば、やはりこういう問題というものはみんなでもっともっと時間をかけて議論するべきだというふうには私は思うんです。しかし、緑政会を見ても、会派代表者会議での話を見ても、15 人で会派として単独でも提案しますという、こういう姿勢であったわけであります。したがって、この辺について、本当に満場一致で、議員みんなで寒河江市の議会の将来を考えて、寒河江市の将来を考えながら定数の問題をやって、皆に御賛同いただきたいというのであれば、再考を促したい。このことについて提案者の見解をお尋ねして私の質問、まず 1 問目としておきます。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、選挙に出られる被選挙人のことを緑政会で考えたのかというようなお話でございますけれども、これは緑政会の中でだれが出るなとか出張れとか、それからだれが出張ってくるであろうとかというようなことは全く予想もできないし、予想もしておりません。

そんな中で、我々は今議員の立場としてどういうふうにしていくべきかと、市民の声がこういうふうになくなっていくのにもかわからず、ただ知らないふりをしていいのか。そして 24 名が立候補して、選挙がもしなかったらそのまま 24 人無投票当選というような形になっていいのか。私は先ほども申しあげましたけれども、市民の厳しい選挙戦の中で与えられた権限と議席というものは非常に重要なものであって、そうして議員というものは選ばれるべきだというように私は思っております。

それから、立候補者を抑える形になるのではないかなというようなことなどもありますけれども、決して立候補者を抑えるなんていうような気持ちはさらさらございませんし、市民の皆さん方から議会あるいは行政に関心を持たれる方なんかは大いに立っていただいて、切磋琢磨して選挙戦をやって、そして厳正に選ばれてくるのが当然議員として価値のある議員だと私は思っております。(「そうだ」の声あり)

それから、緑政会で慎重にこうしたことを検討したのかというようなお話などもございますけれども、全く先ほどから申し上げましたとおり、市民の声というものを重視して私どもは真剣に話し合いをしてきました。

そうしたことで、我々がだれが出てくるとかだれが出てこないとか、あるいはだれかを抑えるとかそんな気

持ちはさらさら持っておりません。立候補する権限は市民に皆与えられておりますのでどうぞひとつ大いに切磋琢磨して立っていただきたいというのが我々の願いでございます。

それから、緑政会で……何ですか。失礼しました。(「満場一致で」の声あり)この提案ですか。(「さっき満場一致でと……」の声あり)ではちょっと、もう一遍川越議員から。

佐藤 清議長 川越議員、もう一度。

川越孝男議員 1問目の補足ですか。

佐藤 清議長 2問目に入ってもらって結構です。1問目を補足しながら2問目もしてください。

川越孝男議員 では、まず最後のものから、補足というか、佐竹議員からあったので。

先ほど佐竹議員から提案理由の説明がなされました。そして最後に(「緑政会に何とか」の声あり)そういうふうに言いますから。全会一致で賛同をいただきたいというふうなことがあったわけですがけれども、だとすれば、議会として歩み寄っていくというか、そういうふうな姿勢が必要なのではないかとということで、ただ、この間会派代表者会議にも出され、あるいは「緑政」という広報誌も出ていますけれども、会派代表者会議でも15名の緑政会は単独でも議員定数削減3名というものを提案しますというふうになっていたわけだ。そして、きょうここでの提案理由の最後に、議員みんなの一致で賛同していただきたい。だから、そういう歩み寄る姿勢というのは佐竹議員は持っていたのだろうなというふうに思って、きょう提案されたこの改正案を再考いただきたいと私は申しあげて、その考えはありますかということなんです。一番最後の部分は。

それから、2問に入っているわけですので、お聞きします。

先ほど申しあげた緑政会の議員は市民の声を聞いて定数削減をしてきたという趣旨は、言っていることはわかるんです。しかし、緑政会に入っている皆さん方に市民から「いや、もっと慎重にするべきではないか」とか、「去年の9月に24人と決めたのだからそれを議会として守る道義的な責任があるのではないですか」とかというような声は、緑政会の皆さんには寄せられているのではないのですか、いないのですかと。そういうことが緑政会の会議をしたときに佐竹議員の方に報告などがあるのですか。私はあるのではないかと。私のところにも減らすべきだということと守るべきだというのは、支持者の中にも二つの声があります。というふうなことで、緑政会にはどうなんですかというふうなことを聞いたのです。質問ですので、後で私の見解はまず言っていないで、お尋ねだけをしていますので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、立候補を瀬踏みをしていたというか、そういう方々が24のつもりで、だとすれば出たいのだけれども、いや21に、3とか減らされるらしいのではないかと、そしてこれが本決まりらしいという中で、やはり立候補を断念をしたという方がおります。

したがって、私はより多くの方が立候補して、その中から選ばれるというふうなものがないのではないかなと、そういうふうな点についてはいるいなくて、そういう現実な作用に対して緑政会ではどういうふうに話になったのでしょうかということでお尋ねをしています。

さっき1問目のない部分がありましたので、そういうことでお尋ねをします。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、川越議員からお話がありましたけれども、緑政会で9月に決めた24名を市民の方々が定員削減しろだけではなくて、これを守るべきだという市民はいなかったのかというようなお話でございますけれども、緑政会の会員からはこうしたことについてのお話は出ませんでした。

それから、代表者会議でいろいろな話が出たわけでございますけれども、緑政会が今提案して、最後に満場一致でひとつ採択を願いたいというように提案者の説明の中にあつたと、だから再考する気があるのかというような御指摘もあつたようですけれども、これは代表者会議の中でいろいろと議論してまいりました。3回ほど議論したわけでございますけれども、その中で、私は3名というようなお話を申しあげました際には、皆さん方から3名でなくてももう少し何とかならないかと、あるいはもう少し妥協してこのようにしようとかとい

うような話し合いまでは全くならずに、ただ「私どもは反対です」というような一方的な反対の御意見でございましたので、私どもはそれでは緑政会単独で提案させていただきますというようなお話になった経緯は、これは川越議員もよく御存じだと思います。

それから、24名から21名に削減されると、そういうような、立候補者が、24名だと立候補してもいいと思って準備したけれども、今度減らされるようになる状況だからやめたというようなことは、私はこれは議会で取り上げる問題ではないのではないかと、その人の、立候補する人の意識の問題ではないかなと。（「そうだ」の声あり）これはそうした情熱を持ってやろうというような方であれば、3人でも5人でも、何ぼ少数精鋭でも私はやるのだというような意識がなかったら議会に出てくるなんていうのは不可能ではないかと、私はこのように思います。（「そうだ」の声あり）

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 質問の部分ですので、意見というふうなことを差し控えながらお尋ねをするわけでありませうけれども、今最後に言われた、立候補する人は、被選挙権が25歳以上の人は一定の要件を満たせばあるわけでありませうけれども、しかし、さっき1問目でも申しあげたのですが、私どももみんな選挙に出たとき、最初というのはあるわけですね。本当に気持ちがあっても準備期間とかあるいは定数が何ぼだというのが、準備した段階で24と思っていたのが、立候補する直前に、きょう決まれば21になるわけでありませうけれども、どうなるかわからないという、こういうふうな中に置かれるということは、逆に言えば、法的には問題ない。議会の中で決定すれば、多数決で決めれば条例は改正も制定もできるという、これは一つのものとしてありませうけれども、政治的、道義的なものとしてその辺の部分があるのではないかとということと、現実には私どももいろいろ話をしてきている過程の中で、定数がどうなるかわからない、話をしているときにももちろん24という条例に基づいてしているのですけれども、（「同じ質問ではないか」の声あり）ちょっと待ってください。というふうなことになってきたということについては、佐竹議員はその本人の、立候補する市民の問題だというふうな話でした。しかし、私はそうではなくて、議会としての議員定数を決めるということに、9月議会で決めたこととの、政治的、道義的な責任、この問題について緑政会の方々にもそういうことについても市民から話は無かったかと、そのことについてもない。

あと現実的にも……

佐藤 清議長 川越議員、簡潔にお願いします。

川越孝男議員 市民の立候補する人だけではなくて、緑政会の皆さんはそういう作用が起きているというふうにはとらえていないのですかということ、提案者と賛同者はとらえていないのですかということでお尋ねをします。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 道義的責任、そうしたことを提案者あるいは賛同者は感じていないのですかというような質問になると思ひますがけれども、議会というのはやはりその状況を踏まえ、あるいは政治なんていうものはやはりある程度生き物であって、これは何もこういうふうに進んだからどうしてもそれをどこまでも守っていかなければならないというようなことではなくて、必要に応じて改正したりあるいは議論をしたり、そういうふうな形の中でやっていくということが一つの議会制民主主義だと私は思っておりますので、こういうふうなことに對して道義的な責任は私は感じていないというように思っております。

佐藤 清議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対です」の声あり) 佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党を代表し、議員定数条例の一部改正案に反対の討論を行います。

今回、緑政会より議員定数を 3 議席削減して 21 とし、ことし 4 月の市議会議員選挙より適用するとの案が提案されましたが、市議選まであと 1 カ月余と迫った時期の提案であり、無謀と言わざるを得ません。

昨年 9 月の定例議会では、地方自治法改正による議員定数をこれまでどおり 24 とする。平成 15 年 4 月の市議選より適用する、といった条例が全会一致で可決されたばかりです。にもかかわらず、半年もたたないうちに 180 度態度を変えて定数削減の提案をすることは余りにも無定見で議会の良識が疑われます。

削減の理由として情勢が変わったとか、市の財政危機を踏まえたなどと言っていますが、立候補予定者が少ないから定数を削減するというのであれば、多くなれば定数をふやさなければならないといった理屈が成り立つわけで、そういった御都合主義がまかり通ることは許されません。(「そのとおりだ」の声あり)

議会の役割の一つには、市民のさまざまな意見をくみ上げて市政に反映させることであり、議員の数を減らすことは多様な意見や少数意見が届かなくなり、強者の論理がまかり通ることにつながります。

議会にかかわる経費を見直すためというのであれば、議員の数を減らすというのではなしに、みずからの報酬を削減すべきと考えます。定数を減らして議員報酬を引き上げるというのであれば本末転倒と言わざるを得ません。(発言者あり)

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

佐藤暘子議員 もう一つの議会の役割は、行財政運営が適切に行われているかどうかをチェックする重要な任務があります。経費の節減を言うのであれば、巨額のお金をつぎ込む大型事業の見直しや投資効果を厳しくチェックし、市民の目線に立った大胆な改善を提案することこそ根本的な解決策であり、議会の役割であると考えます。(「そうだ」の声あり)

日本共産党市議団は、議会みずからの機能を弱体化させる議員定数の削減には反対であることを表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。新宮議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 私はこのたび、個人的見解はもとより、緑政会の幹事長という立場にあることから、会派を代表してただいま議題となっております議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

なぜ今さら削減かと、こういう御意見もあるようですが、先ほどから提案者も言っておりますように、世の中は動いております。時は流れております。まさに激動の時代であり、この半年間で世相は大きく変わったのであります。(「そうだ」の声あり)

確かに財政事情の厳しさは以前から予測をされていたこととはいえ、地方交付税の大幅な削減、そして不況による大幅な税収の落ち込みなどが数字的にも如実にあらわれ、より現実的なものとなってまいりました。今こそ行政改革を積極的に進めなければならない最も大事な時期に来ていると思うのであります。(「そうだ」の声あり)

今回の定数条例の改正によって議員が 3 名削減されることになりましたが、これは確かに私たち議員にとっては非常に厳しいものであります。しかし、寒河江市政と市議会の改革発展のため、そして西村山圏域の合併発

展をも視野に入れたものであり、このような大きな視点に立って、私は大いに賛成したいと考えるものであります。(「そうだ」の声あり)

議員定数を削減すべき理由としては、大きく分けて次の二つの観点があると考えます。一つには議会の機能改革、もう一つは市民の声や社会経済情勢からの観点であります。

まず議会の機能改革の観点から申しあげますが、3点挙げられます。

その第1点目は、削減することによって、少数精鋭化による議員の資質向上と議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が図られることであります。少数精鋭とは精鋭が少数集まるという意味のほか、少数にすることによって自然に精鋭になるとの逆説もあり、充実した密度の濃い議論ができ、協議がスピーディーに運ばれます。

2点目は、議員一人一人の権限と責任が大きくなり、より一層全市的な活動への期待が持たれるということであり、議員は市民全体の代表であると同時に地域の代表的な色合いも否めません。人数が減れば1票の重みが増すことを再認識し、今まで以上に広い視野に立って活動していく必要が強く求められると思うのであります。

3点目は、選挙において、より一層の政策論争を判断材料とした投票が期待できることであります。定数が減れば当然当選ラインが上がることから候補者には厳しくなりますが、より多くの得票を得るためにはこれまで以上に自分の政策を訴える必要が出てまいります。

次に、市民の声や社会経済情勢の観点から申し上げますが、これも3点挙げられます。

その1点目は、近隣市の定数削減の実態を見て、寒河江市民は本市においても削減すべきではないかとの意見が非常に多いということであり、削減すべきという声が非常に大きいということであり、(「反対意見はなかったのか」の声あり)

佐藤 清議長 静粛をお願いします。

新宮征一議員 議員は住民の代表であり、市民の声を代弁しなければならないとよく言われますが、今こそこうした大多数の市民の声を真摯に受けとめ、その負託にこたえることこそが我々議員に与えられた最大の責務であると思うのであります。(「そのとおり」の声あり)

その2点目は、現在の社会経済状況は極めて深刻な状況にあることは御存じのとおりであります。民間企業にあっては大幅なリストラが行われ、勤労者にとっては非情とも言える厳しい対応を強いられております。一般企業がスリム化と効率化を進めている中において、我々議会も思い切ったスリム化、効率化が必要であると考えます。

3点目は、今話題になっている西村山圏域の合併を視野に入れたとき、定数の激変緩和策としての効果があるということであり、合併した場合、一定期間、議員定数の特例などはあるものの、最終的にはトータルでの定数は減ってくるのが予想されるわけであり、これを見据えて、今からある程度減らすことにより激変緩和策としての効果が得られるものと思うのであります。

以上、議員定数を削減すべき理由について幾つか述べました。

本来であればここで討論を終えようと思ったのですが、だれが書いたか書かせたかは別として、最近になって佐藤市長と緑政会を誹謗中傷する記事を書いた文書が一部新聞に折り込みされました。その内容はあることないことを勝手に書き立てたもので、全くの事実無根であり、怒りを通り越し、あきれ果てて反論する気にもなれないのですが、ここでゆがんだ判断をされては困りますので、この際、あえて申しあげておきます。

最も問題なのはこの議員定数削減問題が出てきたのは、緑政会に対する佐藤市長の差し金から始まったとか、先ほどから出ておりますけれども、議員報酬の引き上げをちらつかせたとか、極めて我々の緑政会、市長に対して誹謗した内容であります。

私たち緑政会は先ほど述べました理由のとおり、自発的に発案したもので、この問題に関し市長とのやりと

りなどは一切ございません。自信を持って断言しておきます。(「そうだ」の声あり)

また、緑政会は議会制民主主義の破壊者であるかのように書かれておりますが、我が緑政会こそ、定数削減すべきという寒河江市民大半の意見を最も尊重し、市民を代弁する立場からの提案であり、これこそ民主主義の理念を忠実に守っている集団であると同時に、我々緑政会はいたづらな誹謗中傷に屈するようなひ弱な会派ではありません。(「そうだ」の声あり)

どうか、緑政会以外の議員の皆さんもあのようなでたらめな記事に惑わされることなく、良識ある判断のもとに議員みずから率先し、議会を改革する第1歩とするために、ぜひとも全会一致をもって可決願いたいと思います。

皆様の御賛同をお願い申しあげ、討論を終わります。

佐藤 清議長 傍聴者に申し上げます。傍聴者は発言できませんので、今度違反すれば退場させます。

ほかにございませんか。伊藤 諭議員。反対討論ですか。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党市民連合を代表し、議員定数条例の一部改正に反対の立場で討論を行いたいと思います。

議員定数が何名が妥当かという問題は古くて新しい問題であります。民主主義の原点は何といても直接民主主義が基本であります。しかし、自治地域の拡大、民主主義の発展に伴い、人間の英知として間接民主主義がとられるようになってきたのであります。その代表が議会制民主主義であると思います。

そういう立場からいえば、民主主義の原則からいえば、各界各層あるいは各地域を代表した多くの議員が選出されることが望ましいのは当然であります。しかし、一定の制限を設けるのは間接民主主義をとっている以上やむを得ないと思いますが、現在の24という定数は、昨年9月議会で全会一致で決定した定数であります。しかも、決定するまで会派代表者会議で2カ月余にわたり十分検討し、議員懇談会で了承し、議員提案という形で決定した条例であります。朝令暮改のように軽々しく扱われるべきものではありません。

また、きょう改正案の提案者であります佐竹議員は当時も今も緑政会の会派代表者でありまして、会派代表者会での一人として議論してきた中心的な議員であります。こうして決められた条例を半年もたたずに改正をしようとするのであっては議会の権威が問われる問題であります。(「そうだ」の声あり)

また、改正するにしてもそれ相当の理由が必要であると思うわけではありますが、提案理由を見ますと、情勢の変化とは言っていますが、昨年9月以降、条例を改正しなければならないほどの情勢の変化は見当たらないのであります。

定数条例を制定するに当たっては、当時も周辺の自治体の定数の状況、先ほどありましたけれども、東根や上山や南陽市の状況などもきちっと把握した上で判断し決定したのであって、その後のその他の自治体の変化はほとんどないのであります。

さらに、3月議会で定数を削減し、周知期間も全くない中で4月の選挙から適用とする改正案は、試合の直前にルールを改正するに等しいものであり、公正な改正とは言えないものであります。まさに、公平、公正であるべき選挙に汚点を残す改正であると言わざるを得ません。

また、先ほど遠藤議員の質問にもありましたが、人口4万3,000人の寒河江市の議員定数が提案どおり削減されれば21人となります。人口2万1,000人の河北町の議員定数20人と比較したとき、だれが見ても著しく均衡を失していると言わざるを得ないと思います。

一方、市の財政が厳しいので議会としても協力しなければならないというのであれば、財政事情が好転すれば定数をもとに戻すのかという議論も出てきます。

いずれにしろ財政問題を議論するのであれば、平成15年度の予算の中でむだな事業はないのか、例えば最上川寒河江緑地整備事業の中で、本年度の予算は7,000万円ですが、総事業費9億円もかかる多目的

水面広場、いわゆるカヌー競技場の事業が本当に必要なのかどうか。市民の声を聞いて、延期、中止を含めて検討するのが議会人としてまず先ではないのでしょうか。（「そのとおりだ」の声あり）

また、先ほどの議論を聞いておりますと、人口減少が予想されるなどの見通しもあると、こういうこともありました。人口がやはり激減をすればそれはそのときにまた考えるべきものであって、それを先取りをして議論をするというのはナンセンスな議論であるのではないのでしょうか。

また、少数精鋭という言葉も何回か出されました。私は、少なくすることによって本当の意味での少数の議員が集まるのかどうか、疑問であります。大きい地盤を持つ者が、あるいはそうした代表のみが当選をすることにもつながりかねない危険な状況も考えられるわけであります。（「そんなことないよ」の声あり）

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

伊藤 諭議員 危険だという言葉は取り消します。そういうことにもつながりかねないおそれが考えられません。

こうしたことから、私は議員定数条例の一部改正にはどうしても納得できない、そういう立場で反対の討論を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。那須議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」の声あり）

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 議案第1号の寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今、民間企業は長引く不況の中、不良債権や含み損などを抱え、かつて経験したことのない危機的な経営状況を迎えております。まさに企業の存亡をかけて、リストラ、構造改革、不採算部門の切り捨て、生産部門の海外移転など、あらゆる手だてを講じて経営の体質改善に血のにじむような努力をしております。

一方、地方自治体は不況による地方税の低迷、地方交付税の削減、公共施設等のいわゆる箱物の建築に対する地域総合整備債の廃止、国の聖域なき構造改革による先行き不透明な地方税財政とひきかえ、財源不足を補うための地方債などの増嵩など、切迫した財政状況を踏まえ、行政改革を徹底的に推進することにより活路を見出そうとしております。

本市においても、行革大綱に基づき事務事業の見直しと経常経費の削減に努めているとともに、人件費についても時間外手当を縮減し、新たな事業についても全体の職員数をふやさずに対応するなど、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んでいるところであります。

いうなれば、行政改革は市民の総意であり、市民の参画により行政と市民がともに汗をかき、むだをなくし、市民本位のまちづくりを企画することであり、まさに後世に負の財産を残さないためのラストチャンスであります。

当然のことながら、議会も行政改革の実現に最大の努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めるだけでなく、議員は議会の組織、議会運営についてもみずから行革を推し進める責務を有すると思っております。（「そのとおりだ」の声あり）

また、全国、そして県内の多くの市町村議会においては、広域合併を見据えた形で議員定数の削減の方向で検討されて、決定されていることは御承知のことと思います。

このようなことから、議員定数削減については社会の趨勢であり、多くの市民の声でもあります。私が所属する公明党も、議員削減については、党勢拡大のためには定数削減には反対の立場をとる姿勢ではありません。

当然、地方自治法で定められている法定定数がありますが、社会情勢、時代の変遷によって各自治体の定数も変わってきているものであり、県内の自治体においても法律で定められた数より少なくなっているのが現状であります。そして、今後、自治体の広域合併が進んでいくこともあり、議員の定数削減は避けられないもの

と考えているところであります。

もとより、議員の定数を減らすことによって議会も行政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解していただく契機となり、議会と市民の相互信頼が高まるのではないかと思うところです。

もちろん、私たち議員はこれまで以上に議員として研さんを積み、みずからの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、行政改革、さらには議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められると思います。

また、議員数が減ることは、議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げるのに支障を来す、あるいは市民の皆さんがかゆいところに議員の手が届かなくなるのではないかなどのご事情も承知をしております。私は、議員活動の質と量を高めることにより、そのことに対して十二分に補うことができると考えているところであります。（「そうだ」の声あり）

昨年9月議会定例会で寒河江市議会議員定数条例の設定を現行の24としたわけですが、以上のことから、議員定数現行24を3人減らして21とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものであります。

市民の皆さんの御理解と議員の皆さんの御賛同をお願い申しあげ、以上で賛成の立場からの討論といたします。

佐藤 清議長 これにて討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

散 会 午後 3 時 2 9 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。